

「治水特別会計」

2

治水特別会計の業務等についての情報

1. 治水特別会計の設置目的

治水事業で国が施行する直轄治水事業及び多目的ダム建設工事並びに治水事業で都道府県知事等が施行するものに係る負担金又は補助金の交付等に関する政府の経理を明確にするため、昭和35年に設置されたものである。

・根拠条文：治水特別会計法（昭和35年 法律第40号）

（設置）

第一条 治水事業で国が施行するものに関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

2. 治水特別会計の特質

治水特別会計は、国が施行する治水事業の実施に係る経理を明確にすることが目的であることから、原則として、地方単独事業を除く、北海道、沖縄、離島、その他の河川事業、河川総合開発事業、砂防事業等の経費は、すべてこの特別会計の歳出として計上される。

なお、当特別会計は、治水事業等の工事に関する経理を明確にするために設けられた会計であり、当会計が整備する公共用財産（堤防等）は、一般会計の財産に帰属することになる。

3. 治水特別会計が経理している業務概要

一般会計からの受入のほか、地方公共団体負担金や電気事業者等負担金等を財源とし、河川、砂防及び多目的ダムの建設工事に関する事業等を実施している。

治水勘定と特定多目的ダム建設工事勘定とに区分して経理することとしている。

※ 特定多目的ダムとは

国土交通大臣が自ら新築するダムで、治水目的のほか、発電、水道又は工業用水道の用（特定用途）に供されるものをいい、建設に要する費用は、国、地方公共団体及び上記の用途に使用するダム使用権の設定予定者等によって負担される。

○治水勘定

（1）河川、砂防、地すべりに関する事業で、

- ① 国が施行するもの（直轄治水事業）
 - ② 直轄治水事業に密接な関連のある工事その他治水のため特に必要のある工事で国土交通大臣が委託に基づき施行するもの
 - ③ 地方公共団体が施行するものに係る負担金又は補助金の交付
- (2) 独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号）第12条第1項第1号及び第2号イ並びに附則第4条第1項に規定する業務に該当する事業で独立行政法人水資源機構が施行するものに係る交付金の交付
- (3) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第107号）第13条の規定による無利子の貸付け
- (4) 河川、砂防、地すべりに関する事業の施行に必要な土木に係る建設技術に関する調査、試験、研究及び開発並びに指導及び成果の普及で独立行政法人土木研究所が実施するものに係る出資金の出資又は交付金若しくは施設の整備のための補助金の交付
- (5) 国が施行する災害復旧事業等に係る事務費

○特定多目的ダム建設工事勘定

多目的ダム建設工事及び多目的ダム関係受託工事

・根拠条文：治水特別会計法（昭和35年 法律第40号）

（設置）

第一条

2 この会計においては、前項に定めるもののほか、次の事項に関する経理を行うものとする。

- 一 直轄治水事業（治水事業で国が施行するもののうち次項第四号に規定する多目的ダム建設工事以外のものをいう。以下同じ。）に密接な関連のある工事その他治水のため特に必要のある工事で国土交通大臣が委託に基づき施行するもの（以下「治水関係受託工事」という。）及び同号に規定する多目的ダム建設工事に密接な関連のある工事で国土交通大臣が委託に基づき施行するもの（以下「多目的ダム関係受託工事」という。）
- 二 次項第一号に規定する河川、同項第二号に規定する砂防設備（砂防法（明治三十年法律第二十九号）第三条ノ二の規定により砂防設備に関する規定が準用される天然の河岸を含む。）又は同項第三号に規定する地すべり防止区域内にある地すべり防止施設に係る第四項第一号及び第二号に掲げる事業（以下「災害復旧事業等」という。）並びに海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第二条第一項に規定する海岸保全施設（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第三項に規定する港湾区域（以下この号において「港湾区域」という。）、同法第三十七条第一項に規定する港湾隣接地域（以下この号において「港湾隣接地域」という。）及び同法第五十六条第一項の規定により都道府県知事が公告した水域（以下この号において「公告水域」という。）に係る海岸保全区域内にあるものを除く。）に関する工事で国土交通大臣が施行するもの並びにこれらの事業又は工事に密接な関連のある工事で国土交通大臣が委託に基づき施行するものの管理並びに河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第九条第一項又は海岸法第三十七条の二の規定により国土交通大臣が行う一級河川又は海岸保全区域（港湾区域、港湾隣接地域及び公告水域に係る海岸保全区域を除く。）の管理（災害復旧事業等を除く。）に関する

る政令で定める事務

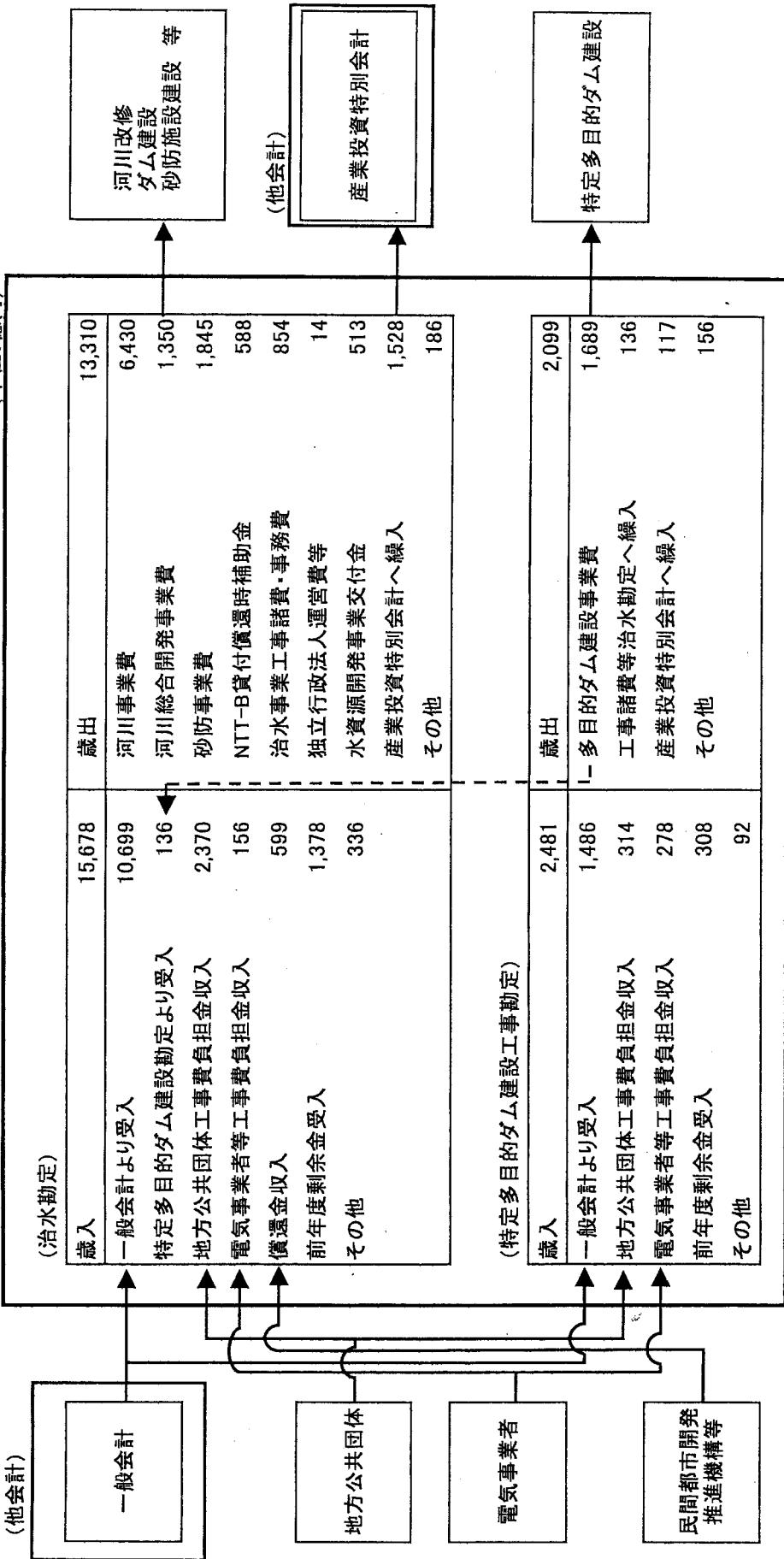
- 三 次項第一号から第三号までに掲げる事業（第四項の規定に該当するものを除く。）で都道府県知事が施行するものに係る負担金又は補助金の交付及び次項第一号に掲げる事業（第四項の規定に該当するものを除く。）で市町村長が施行するものに係る負担金又は補助金の交付
 - 四 次項第五号に掲げる事業（第四項の規定に該当するものを除く。）で独立行政法人水資源機構が施行するものに係る交付金の交付
 - 五 次項各号に掲げる事業（第四項の規定に該当するものを除く。）に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第十三条の規定による無利子の貸付け
 - 六 次項第一号から第三号までに掲げる事業（第四項の規定に該当するものを除く。）の施行に必要な土木に係る建設技術に関する調査、試験、研究及び開発並びに指導及び成果の普及で独立行政法入土木研究所が実施するものに係る出資金の出資又は交付金若しくは施設の整備のための補助金の交付
- 3 前二項の「治水事業」とは、次に掲げる事業で、国が施行するもの、都道府県知事又は市町村長が施行し、かつ、これに要する費用の一部を国が負担し、又は補助するもの、独立行政法人水資源機構が施行し、かつ、これに要する費用を国が交付するもの及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三条の規定による無利子の貸付けに係るものとす。
- 一 河川法第三条第一項に規定する河川（同法第百条の規定により同法の二級河川に関する規定が準用される河川を含む。）に関する事業（第四号及び第五号に該当するものを除く。）
 - 二 砂防法第一条に規定する砂防設備に関する事業
 - 三 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第五十一条第一項第一号又は第三号ロに規定する地すべり地域又はぼた山に関して同法第三条又は第四条の規定によって指定された地すべり防止区域又はぼた山崩壊防止区域における地すべり防止工事又はぼた山崩壊防止工事に関する事業
 - 四 特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第二条第一項（沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第百七条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する多目的ダムの建設工事（以下「多目的ダム建設工事」という。）に関する事業
 - 五 独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）第十二条第一項第一号及び第二号イ並びに附則第四条第一項に規定する業務に該当する事業
- 4 次に掲げる事業は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する治水事業に含まれないものとする。
- 一 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）の規定の適用を受ける災害復旧事業
 - 二 前号の事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併して行う新設又は改良に関する事業その他同号の事業以外の事業であつて、再度災害を防止するため、土砂の崩壊等の危険な状況に対処して特に緊急に施行すべきもの
 - 三 地震による地盤の変動のため必要を生じた河川に関する事業で政令で定めるもの

（勘定区分）

第三条 この会計は、治水勘定及び特定多目的ダム建設工事勘定に区分する。

治水特別会計の仕組み(平成16年度決算)

(單位：億円)



(注) 治水勘定の(歳入)電気事業者等工事費負担金収入及び(歳出)水資源開発事業交付金には、独立行政法人水資源機構法による納付金及びこれに係る交付金として、326百万円を含む。

「治水特別会計（治水勘定）平成16年度財務書類」

貸借対照表

		(単位:百万円)			
	前会計年度 (平成16年3月31日)	本会計年度 (平成17年3月31日)			
<資産の部>		<負債の部>			
現金・預金	138,116	237,023	未払金	37,267	32,221
未収金	8,647	3,371	保管金等	238	219
前払費用	36	33	前受金	2,277	2,095
貸付金	67,529	7,531	賞与引当金	4,483	4,314
貯蔵引当金	△ 2	△ 5	退職給付引当金	116,858	113,993
有形固定資産	238,589	209,109	他会計繰戻未済金	278,458	125,619
国有財産(公用用財産を除く)	152,697	146,310			
土地	68,008	67,795			
立木竹	120	115			
建物	49,116	46,904			
工作物	29,341	26,689	負債合計	439,584	278,463
船舶	1,909	1,696			
建設仮勘定	4,200	3,108			
物品	85,892	62,799	<資産・負債差額の部>		
無形固定資産	3,666	3,333	資産・負債差額	18,124	183,057
出資金	1,124	1,124			
資産合計	457,709	461,521	負債及び資産・負債差額合計	457,709	461,521

業務費用計算書

(単位:百万円)

	前会計年度 自 平成15年4月 1日 至 平成16年3月31日	本会計年度 自 平成16年4月 1日 至 平成17年3月31日
人件費	58,477	57,404
賞与引当金繰入額	4,483	4,314
退職給付引当金繰入額	3,875	6,426
補助金等	455,001	455,179
独立行政法人運営費交付金	1,364	1,339
委託費	20	—
一般会計への繰入	134	142
庁費等	5,209	6,586
その他の経費	6,457	7,455
減価償却費	18,608	33,001
貸倒引当金繰入額	0	14
資産処分損益	19,204	28,065
本年度業務費用合計	572,837	599,930

資産・負債差額増減計算書

(単位:百万円)

	前会計年度 自 平成15年4月 1日 至 平成16年3月31日	本会計年度 自 平成16年4月 1日 至 平成17年3月31日
I 前年度末資産・負債差額	95,582	18,124
II 本年度業務費用合計	△ 572,837	△ 599,930
III 財源		
1 自己収入	1,293,028	1,364,820
地方公共団体工事費負担金収入	271,987	281,168
電気事業者等工事費負担金収入	218,926	237,011
受託工事納付金収入	15,832	15,487
附帯工事費負担金収入	16,611	13,574
その他の財源	6,432	5,075
2 他会計(勘定)からの受入	1,021,040	1,083,651
一般会計からの受入	1,008,143	1,069,963
特定多目的ダム建設工事勘定からの受入	12,896	13,687
IV 無償所管換等	△ 797,648	△ 599,956
V 資産評価差額	-	-
VI その他資産・負債差額の増減	-	-
VII 本年度末資産・負債差額	18,124	183,057

区別収支計算書

(単位:百万円)

	前会計年度 自 平成15年4月 1日 至 平成16年3月31日	本会計年度 自 平成16年4月 1日 至 平成17年3月31日
I 業務収支		
1 財源		
地方公共団体工事費負担金収入	218,926	237,011
電気事業者等工事費負担金収入	16,159	15,647
受託工事納付金収入	16,255	13,503
附帯工事費負担金収入	6,126	5,140
資産売払収入	58	89
貸付金の回収による収入	2,775	59,997
その他の収入	15,638	14,947
一般会計からの受入	1,008,143	1,069,963
産業投資特別会計からの受入	3,502	-
特定多目的ダム建設工事勘定からの受入	12,896	13,687
前年度剰余金受入	214,637	137,878
財源合計	1,515,119	1,567,868
2 業務支出		
(1) 業務支出(施設整備支出を除く)		
人件費	△ 71,299	△ 72,023
補助金等	△ 459,099	△ 460,555
独立行政法人運営費交付金	△ 1,364	△ 1,339
委託費	△ 20	-
一般会計への繰入	△ 134	△ 142
産業投資特別会計への繰入	△ 3,027	△ 152,839
貸付けによる支出	△ 3,535	-
庁費等の支出	△ 6,433	△ 6,916
その他の支出	△ 6,457	△ 7,455
業務支出(施設整備支出を除く)合計	△ 551,370	△ 701,272
(2) 施設整備支出		
治水施設整備支出	△ 820,705	△ 626,629
土地に係る支出	△ 908	△ 663
建物等に係る支出	△ 4,256	△ 2,500
施設整備支出合計	△ 825,870	△ 629,793
業務支出合計	△ 1,377,241	△ 1,331,065
業務収支	137,878	236,803
II 財務収支		
財務収支	-	-
本年度収支	137,878	236,803
翌年度歳入繰入	137,878	236,803
収支に関する換算差額	-	-
資金本年度末残高	-	-
その他歳計外現金・預金本年度末残高	238	219
本年度末現金・預金残高	138,116	237,023

注記

(1) 重要な会計方針

① 有形固定資産及び無形固定資産の減価償却の方法

○有形固定資産

国有財産の管理は、勘定別に行うのではなく、特別会計として一体的に行っており、国有財産台帳も勘定別に調製されていない。このため、便宜上、治水勘定と特定多目的ダム建設工事勘定の過去の累計事業費（維持管理に係るものを除く）の比率で按分した額を計上している。

国有財産法の適用がある資産は、建物、工作物、船舶毎の合計価額に、定率法による減価償却を行っている。また、物品については、品目別に合計価額に定額法による減価償却を行っている。

○無形固定資産

地上権、特許権の管理は、勘定別に行うのではなく、特別会計として一体的に行っており、国有財産台帳も勘定別に調製されていない。このため、便宜上、治水勘定と特定多目的ダム建設工事勘定の過去の累計事業費（維持管理に係るものを除く）の比率で按分した額を計上している。

ソフトウェアについては、簡便的に、過去（5年間）の開発費を累計の上、定額法による減価償却を行っている。

② 出資金の会計処理

市場価格のないものについては、移動平均法による原価法によっている。

③ 引当金の計上基準、計算方法

○貸倒引当金

不納欠損を生じている雑入等債権について、過去3年間の債権の不納欠損実績に基づいて算出した額を計上している。

貸付金については、地方公共団体に対するものや、貸付にあたり金融機関の債務保証を義務付けているもののみであり、かつ、過去に回収不能となった事例が存しないため、回収不能見込みがないと判断し貸倒引当金を計上していない。

○賞与引当金

職員の賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち当期に負担する金額を下記の計算方法により計上している。

期末手当 翌年度期末手当予算額×6ヶ月支給割合/年間支給割合×4/6

勤勉手当 翌年度勤勉手当予算額×6ヶ月支給割合/年間支給割合×4/6

○退職給付引当金

1) 退職手当に係る退職給付引当金

職員の退職金の支払に備えるため期末自己都合要支給額を下記の計算方法により算出している。

勤続年数階層毎人員数×平均俸給額×自己都合退職手当支給率

2) 整理資源

国家公務員共済年金のうち、整理資源（昭和34年10月前の恩給公務員期間に係る給付分）については、将来給付見込額の割引現在価値額を計上している。

3) 国家公務員災害補償年金

国家公務員災害補償法に基づく補償のうち、職員が死亡した場合に支給される遺族補償年金の支払いに備えるため、将来給付見込額（支給率×平均給与）の割引現在価値を計上している。

④ その他財務書類作成のための基本となる重要事項

○消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

○公用用財産について

治水特別会計は、治水事業等の工事に関する経理を明確にするために設けられた特別会計であり、当会計が整備する公用用財産（堤防等）は、一般会計の財産に帰属することになる。

なお、当会計で実施した事業の成果を明らかにするため、治水事業等により整備した公用用財産について参考資料として添付している。

○区分別収支計算書について

当特別会計では、収入別に施設整備に係る支出の経理を行っていないため、各収入が歳入額に占める割合に応じて算出している。資産売払収入については決算額を計上している。

（2）重要な会計方針の変更

<会計処理の原則又は手続の変更>

○ 退職給付引当金について

従来、国家公務員災害補償年金に係る引当金（退職給付引当金）については、平均給与の上昇率を2.5%、割引率を4.0%として算出していたが、本年度より、平均給与の上昇率を2.1%、割引率を3.2%として算出している。

この変更は、平均給与の上昇率及び割引率の指標としている厚生年金及び国民年金の財政再計算で用いられている長期的な賃金の上昇率及び長期的な運用利回りが変更されたことに伴い行ったものである。

この変更により、前年度の前年度末資産・負債差額が47百万円減少、退職給付引当金が50百万円増加、退職給付引当金繰入額が3百万円増加している。

(3) 偶発債務

○偶発債務

(単位：百万円)

名称等(訴訟名)	金額	事件番号	概要(簡単な説明等)
平成 16年(ワ)第 23403 号 損害賠償請求事件	30	東京地裁 平成 16 年(ワ)第 23403 号	平成 16 年 11 月 4 日提訴 現在審理中
平成 15 年(ワ)第 6750 号 国際企画損害賠償請求事件	1,820	東京地裁 平成 15 年(ワ)第 6750 号	平成 15 年 3 月 28 日提訴 現在審理中
平成 11 年(ワ)第 411 号 蒲原沢土石流災害損害賠償請求事件	23	長野地裁 平成 11 年(ワ)第 411 号	平成 11 年 11 月 24 日提訴 現在審理中
平成 11 年(ワ)第 412 号 蒲原沢土石流災害損害賠償請求事件	23	長野地裁 平成 11 年(ワ)第 412 号	平成 11 年 11 月 24 日提訴 現在審理中
平成 15 年(ワ)第 3753 号 新川水害訴訟	152	名古屋地裁 平成 15 年(ワ)第 3753 号	平成 15 年 9 月 8 日提訴 現在審理中
平成 16 年(ワ)第 362 号 紀の川クレーン転倒事故損害賠償請求事件	19	奈良地裁 平成 16 年(ワ)第 362 号	平成 16 年 11 月 12 日提訴 現在審理中
平成 15 年(行ウ)第 15 号 山鳥坂ダム公金支出差し止め請求事件	121	松山地裁 平成 15 年(行ウ)第 15 号	平成 15 年 7 月 15 日提訴 現在審理中
平成 16 年(行ウ)第 8 号 山鳥坂ダム公金支出差し止め請求事件	139	松山地裁 平成 16 年(行ウ)第 8 号	平成 16 年 7 月 14 日提訴 現在審理中
合 計	2,327		

(4) 翌年度以降支出予定額

① 歳出予算の繰越

平成 16 年度末の「歳出予算の繰越債務負担額」の翌年度への繰越債務額は 184,883 百万円である。

② 国庫債務負担行為による負担額

平成 16 年度末の国庫債務負担行為による繰越債務負担額は 134,433 百万円である。

(5) 追加情報等

① 出納整理期間について

当特別会計では出納整理期間が設けられている。このため、出納整理期間中の現金の支払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。

② 各財務書類における表示科目の内容等

i 貸借対照表における表示科目的内容

- ・「現金・預金」には、当会計年度の歳入歳出決算上の剩余金及び会計年度末における契約保証金に係る受入残高を計上している。
- ・「未収金」には、一般会計国税収納整理基金に対する消費税還付金、企業等に対する費用弁償金債権及び損害賠償金債権等を計上している。
- ・「前払費用」には、自賠責保険の前払保険料を計上している。
- ・「貸付金」には、地方公共団体に対する河川改修資金貸付金、砂防事業資金貸付金等を計上している。
- ・「貸倒引当金」には、会計年度末の債権に係る回収不能見込額を計上している。
- ・「土地」には、主に、地方整備局事務所庁舎、公務員宿舎等に係る土地を計上している。
- ・「立木竹」には、地方整備局事務所庁舎、公務員宿舎等の敷地内に係る立木竹を計上している。
- ・「建物」には、地方整備局事務所庁舎、公務員宿舎等を計上している。
- ・「工作物」には、地方整備局事務所庁舎、公務員宿舎等に係る門等の工作物を計上している。
- ・「船舶」には、地方整備局事務所において工事施行に必要な船舶を計上している。
- ・「建設仮勘定」には、会計年度末に未完成の工事等に係る前払金相当額を計上している。
- ・「物品」には、取得価額又は見積価格が50万円以上の重要物品を計上している。
- ・「無形固定資産」には、特許権、電話加入権、ソフトウェア等を計上している。
- ・「出資金」には、独立行政法人土木研究所治水勘定等に対する出資を計上している。
- ・「未払金」には、地方公共団体に対する補助率差額等を計上している。
- ・「保管金等」には、会計年度末における契約保証金に係る受入残高を計上している。
- ・「前受金」には、受託及び附帯工事収納済繰越額を計上している。
- ・「賞与引当金」には、翌会計年度6月に支給される賞与（期末手当、勤勉手当）の支給見込額のうち、当会計年度に帰属する部分を計上している。
- ・「退職給付引当金」には、退職手当（退職一時金）、整理資源（昭和34年10月以前の恩給公務員期間に係る給付）、国家公務員災害補償年金（国家公務員災害補償法に基づく補償のうち職員が死亡した場合に支給される遺族補償年金）に係る退職給付のうち当会計年度末に発生していると認められる額を計上している。
- ・「他会計繰戻未済金」には、治水特別会計法附則第34項の規定に基づく産業投資特別会計からの繰入金で産業投資特別会計へ繰り戻すこととなっている額を計上している。
- ・「資産・負債差額」には、本会計年度末の資産と負債との差額を計上している。

ii 業務費用計算書における表示科目

- ・「人件費」には、職員の給与手当、国家公務員共済組合負担金等を計上している。
- ・「賞与引当金繰入額」には、翌会計年度6月に支給される賞与（期末手当、勤勉手当）の支給見込額のうち、当会計年度に帰属する部分を計上している。
- ・「退職給付引当金繰入額」には、当会計期間に発生した退職給付に係る費用の増加額を計上している。
- ・「補助金等」には、地方公共団体が施行する河川改修事業等の事業費の一部補助を目的として地方公共団体に対して支出した補助金等を計上している。
- ・「独立行政法人運営費交付金」には、独立行政法人土木研究所の行う業務のうち独立行政法人土木研究所法に規定する業務の財源に充てるための同研究所に対する運営費交付金を計上している。

- ・「委託費」には、直轄で行う河川改修事業費等に必要な用地を確保するための用地及び補償事務の委託を目的として地方公共団体に対して支出した金額を計上している。
- ・「一般会計への繰入」には、退職者に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れ及び納付に関する法律第1条の規定に基づき、一般会計へ繰り入れることとなっている額を計上している。
- ・「庁費等」には、物件費及び施設費のうち資産計上されない支出額を計上している。
- ・「その他の経費」には、独立掲記した勘定科目以外に当会計年度に発生した費用の合計額を計上している。
- ・「減価償却費」には、有形固定資産、無形固定資産に係る減価償却費を計上している。
- ・「貸倒引当金繰入額」には、会計年度末の債権に係る回収不能見込額の増加額を計上している。
- ・「資産処分損益」には、固定資産の処分等により発生した損益を計上している。

iii 資産・負債差額増減計算書における表示科目

- ・「前年度末資産・負債差額」には、前年度の貸借対照表の資産・負債差額を計上している。
- ・「本年度業務費用合計」には、当会計年度に発生した業務費用合計額を計上している。
- ・「地方公共団体工事費負担金収入」には、国が施行する治水事業に必要な経費のうち、河川法等に基づき、地方公共団体が負担する負担金の受入額を計上している。
- ・「電気事業者等工事費負担金収入」には、国が管理するダムの維持管理及び国が施行する導水路等の建設に必要な経費のうち、電気事業者等が負担する負担金の受入額を計上している。
- ・「受託工事納付金収入」には、地方公共団体等から河川工事等を受託することによる納付金の受入額を計上している。
- ・「附帯工事費負担金収入」には、国が施行する河川工事に伴い必要となる附帯工事について、国以外の者が負担する負担金の受入額を計上している。
- ・「その他の財源」には、利息または配当による収入額、公務員宿舎料、返納金等の雑収入等を計上している。
- ・「一般会計からの受入」には、直轄治水事業等に要する経費の財源に充てるための治水特別会計法第7条第1項の規定による一般会計からの受入額を計上している。
- ・「特定多目的ダム建設工事勘定からの受入」には、多目的ダム建設工事等に要する経費の財源に充てるための治水特別会計法第8条第1項の規定による特定多目的ダム建設勘定からの受入額を計上している。
- ・「無償所管換等」には、施設完成後に一般会計に移管される公共用財産の他、資産の交換により生じた差額、帳簿の誤謬訂正により生じた資産の増減、実測により生じた従来の国有財産台帳等の価額との差額、計上漏れの把握により生じた差額等を計上している。
- ・「本年度末資産・負債差額」には、本年度の貸借対照表の資産・負債差額を計上している。

iv 区分別収支計算書における表示科目

- ・「地方公共団体工事費負担金収入」には、国が施行する治水事業に必要な経費のうち、河川法等に基づき、地方公共団体が負担する負担金の受入額を計上している。
- ・「電気事業者等工事費負担金収入」には、国が管理するダムの維持管理及び国が施行する導水路等の建設に必要な経費のうち、電気事業者等が負担する負担金の受入額を計上している。

- ・「受託工事納付金収入」には、地方公共団体等から河川工事等を受託することによる納付金の受入額を計上している。
- ・「附帯工事費負担金収入」には、国が施行する河川工事に伴い必要となる附帯工事について、国以外の者が負担する負担金の受入額を計上している。
- ・「資産売払収入」には、国有財産売払収入の額を計上している。
- ・「貸付金の回収による収入」には、河川事業資金収益回収特別貸付金等の償還額を計上している。
- ・「その他の収入」には、独立掲記した勘定科目以外の当会計年度における歳入額を計上している。
- ・「一般会計からの受入」には、直轄治水事業等に要する経費の財源に充てるための治水特別会計法第7条第1項の規定による一般会計からの受入額を計上している。
- ・「産業投資特別会計からの受入」には、直轄治水事業等に要する資金の貸付の財源に充てるための日本電信電話株式会社の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第7条第6項の規定による産業投資特別会計からの受入額を計上している。
- ・「特定多目的ダム建設工事勘定からの受入」には、多目的ダム建設工事等に要する経費の財源に充てるための治水特別会計法第8条第1項の規定による特定多目的ダム建設勘定からの受入額を計上している。
- ・「前年度剰余金受入」には、治水特別会計法第18条第1項の規定による前年度の決算上の剰余金額を計上している。
- ・「人件費」には、職員の給与手当、国家公務員共済組合負担金等に係る支出額を計上している。
- ・「補助金等」には、地方公共団体が施行する河川改修事業等の事業費の一部補助を目的として地方公共団体に対して支出した金額等を計上している。
- ・「独立行政法人運営費交付金」には、独立行政土木研究所の行う業務のうち独立行政法人土木研究所法に規定する業務の財源に充てるための同研究所に対する運営費交付金を計上している。
- ・「委託費」には、直轄で行う河川改修事業費等に必要な用地を確保するための用地及び補償事務の委託を目的として地方公共団体に対して支出した金額を計上している。
- ・「一般会計への繰入」には、退職者に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れ及び納付に関する法律第1条の規定に基づき、一般会計へ繰り入れることとなっている額を計上している。
- ・「産業投資特別会計への繰入」には、治水特別会計法附則第32項等の規定に基づく産業投資特別会計への繰入額を計上している。
- ・「貸付けによる支出」には、地方公共団体に対する河川改修資金貸付金、砂防事業資金貸付金等に係る支出額を計上している。
- ・「庁費等の支出」には、物件費及び施設費のうち資産計上されない支出額を計上している。
- ・「その他の支出」には、独立掲記した勘定科目以外の当会計年度における支出額を計上している。
- ・「治水施設整備支出」には、国が施行する河川改修事業等の事業費等を計上している。
- ・「土地に係る支出」には、土地の購入額を計上している。
- ・「建物等に係る支出」には、建物等の購入額を計上している。
- ・「その他歳計外現金・預金本年度末残高」には、会計年度末における契約保証金に係る受入残高を計上している。

③ その他特別会計の財務内容を理解するために特に必要と考えられる情報

○単位未満の計数の切り捨て及び100万円未満の計数の表示等

金額の単位は100万円単位とし、単位未満は切捨て処理を行っているため、合計は一致しないことがある。

100万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「-」で表示している。

④ 重要な過年度の会計処理の誤謬の訂正

前年度において、貸借対照表に「その他の債権等」として表示していた地方公共団体等への公共事業費受益者負担金債権等については、本年度より「未収金」として処理することとした。

この変更により、前年度の貸借対照表の「その他の債権等」が3,453百万円減少し、前年度の「未収金」が同額増加している。

附属明細書

1. 貸借対照表項目に関する明細

(1) 資産項目の明細

① 未収金の明細

未収金の明細

内容	相手先	本年度末残高 (単位:百万円)
公共事業費受益者等負担金債権	地方公共団体等	1,379
受託事業費債権	地方公共団体等	1,735
公共事業受益者等負担金債権	企業	2
不動産売代債権	企業	7
物件貸付料債権	個人	0
費用弁償金債権	企業等	40
返納金債権	個人等	153
延滞金債権	個人	0
損害賠償金債権	企業等	46
利息債権	企業等	5
合計		3,371

② 貸付金の明細

貸付金の明細

貸付先	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高	貸付事由 (単位:百万円)
独立行政法人水資源機構	504	—	83	420	独立行政法人水資源機構受益回収債権時貸付金債権
民間都市開発推進機構	4,718	—	1,090	3,628	河川事業資金収益回収債権時貸付金等
地方公共団体	62,306	—	58,824	3,482	後進地域特例法適用団体追加貸付金債権
合計	67,529	—	59,997	7,531	

③ 固定資産の明細

固定資産の明細

区分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度減価償却額	評価差額 (本年度発生分)	本年度末残高 (単位:百万円)
有形固定資産						
国有財産						
行政財産						
土地	64,735	995	1,493	—	—	64,238
立木竹	120	2	8	—	—	114
建物	49,049	2,225	781	3,668	—	46,825
工作物	29,279	1,596	381	3,872	—	26,622
船舶	1,908	66	8	269	—	1,696
建設仮勘定	4,200	3,108	4,200	—	—	3,108
小計	149,294	7,996	6,874	7,810	—	142,605
普通財産						
土地	3,272	1,000	716	—	—	3,557
立木竹	—	0	—	—	—	0
建物	66	129	116	—	—	79
工作物	62	41	33	3	—	67
船舶	1	0	1	—	—	—
小計	3,403	1,172	867	3	—	3,704
国有財産合計	152,697	9,168	7,741	7,814	—	146,310
公用財産						
建設仮勘定	—	784,413	784,413	—	—	—
公用財産合計	—	784,413	784,413	—	—	—
物品	85,892	28,040	26,948	24,185	—	62,799
有形固定資産合計	238,589	821,622	819,102	32,000	—	209,109
無形固定資産						
国有財産						
行政財産						
特許権等	0	—	—	—	—	0
普通財産						
特許権等	51	—	—	—	—	51
国有財産合計	52	—	—	—	—	52
電話加入権	518	32	—	—	—	550
ソフトウエア	3,096	635	—	1,001	—	2,730
無形固定資産合計	3,666	667	—	1,001	—	3,333
有形固定資産・無形固定資産合計	242,256	822,290	819,102	33,001	—	212,443

④ 出資金の明細

出資金の増減の明細

種類	前年度末残高	評価差額の戻入	本年度増加額	本年度減少額	評価差額 (本年度計上分)	強制評価減	(単位:百万円)	
							出資(持価のないもの)	
独立行政法人 土木研究所治水勘定	855	-	-	-	-	-	855	
独立行政法人 北海道開発土木研究所	269	-	-	-	-	-	269	
合計	1,124	-	-	-	-	-	1,124	

市場価格のない出資金の純資産額等の明細

(単位:百万円)

出資先	出資金額 (国有財産台帳価格)	資産 (A)	負債 (B)	純資産額 (C=A-B)	資本金 (D)	特別会計から の出資額 (E)	出資割合 (F=E/D)%
独立行政法人 土木研究所治水勘定	855	1,465	509	955	855	855	100.00%
独立行政法人 北海道開発土木研究所	269	9,744	1,575	8,169	7,599	269	3.54%
合計	1,124	11,209	2,084	9,125	8,455	1,124	

出資先	純資産額に よる算出額 (G=C × F)	貸借対照表計 上額	使 用 財務諸表
独立行政法人 土木研究所治水勘定	955	855	法定財務諸表
独立行政法人 北海道開発土木研究所	289	269	法定財務諸表
合計	1,245	1,124	

(2) 負債項目の明細

① 未払金の明細

未払金の明細

(単位:百万円)

内容	相手先	本年度残高
補助率差額	地方公共団体	31,783
公務災害補償費	個人	19
児童手当	個人	30
未払消費税	一般会計国税収納整理基金	387
合計		32,221

2. 業務費用計算書の内容に関する明細

(1) 補助金等の明細

補助金等の明細

(単位:百万円)

名稱	相手先	金額	支出目的	連結対象の有無
補助金	地方公共団体	403,217	事業費の補助	無
	特殊法人・独立行政法人	470	事業費の補助	無
	独立行政法人 計	116	施設整備費の補助	有
交付金	独立行政法人	403,904		
	計	51,375	施設費等の交付	無
合計		455,179		

(2) 独立行政法人運営費交付金の明細

独立行政法人運営費交付金の明細

(単位:百万円)

名稱	相手先	金額	支出目的	連結対象の有無
運営費交付金	独立行政法人土木研究所	1,339	独立行政法人の運営費	有
合計		1,339		

3. 資産・負債差額増減計算書の内容に関する明細

(1) その他の財源の明細

財源の明細

(単位:百万円)

款	項	金額
雑収入	雑収入	10,019
合計		10,019

(2) 無償所管換等の明細

無償所管換等の明細

(単位:百万円)

区分	金額	資産等の内容	所管換等の理由	備考
実測と帳簿の差額	△ 8	土地	土地を実測した結果、国有財産台帳の面積の修正に対応した修正額	
誤謬訂正	185,756	公共用財産等	帳簿の誤謬訂正により資産の増減が生じたため	
報告済	55	建物等	報告済れを原因とする計上済れ	
公共物からの編入	84	土地		
公共物へ編入	△ 361	土地等		
一般会計への所管換	△ 784,413	公共用財産		
退職給付引当金の再計算	△ 838	退職給付引当金	整理資源に係る退職給付引当金の再計算に係る差額	
その他	△ 231	土地等		
合計	△ 599,956			

4. 区分別収支計算書の内容に関する明細

(1) その他の収入の明細

(単位:百万円)

款	項	金額
雑収入	雑収入	14,947
合計		14,947

(2) その他歳計外現金・預金の明細

その他歳計外現金・預金の増減の明細

(単位:百万円)

	金額
前年度末残高	238
本年度受入	219
本年度払出	238
本年度末残高	219

参考情報

① 機会費用に関する情報

産業投資特別会計から直轄で施行する改革推進公共投資各事業の無利子の財源として受け入れた受入金に係る機会費用は以下のとおりである。

なお、算定利回りは、当該年度末における 10 年利付国債利回りとなっている。

125,619 百万円（「他会計繰戻未済金」の年度末残高）×1.320% = 1,658 百万円

② 公公用財産に関する情報

堤防等の施設は、取得原価（新設改良費等）に定額法（耐用年数 49 年）により減価償却後の評価額を算出した。

用地は、施設の耐用年数分の用地費等を累計し算出した。

(単位:百万円)

区分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度減価償却額	本年度末残高
施設	43,053,187	1,522,849	952	1,133,231	43,441,853
用地	15,457,344	352,113	5,131	—	15,804,326
公用用財産	58,510,531	1,874,962	6,083	1,133,231	59,246,179

「治水特別会計（治水勘定）平成16年度連結財務書類」

連結貸借対照表

(単位:百万円)

前会計年度 (平成16年3月31日)		本会計年度 (平成17年3月31日)		前会計年度 (平成16年3月31日)		本会計年度 (平成17年3月31日)	
<資産の部>							
現金・預金	138,346	237,380		未払金	37,381	32,443	
未収金	8,648	3,371		未払費用	14	19	
前払費用	36	37		保管金等	239	221	
貸付金	67,529	7,531		前受金	2,277	2,095	
その他の債権等	2	1		賞与引当金	4,510	4,342	
貸倒引当金	△ 2	△ 5		退職給付引当金	117,051	114,232	
有形固定資産	239,658	210,188		他会計繰戻未済金	278,458	125,619	
土地	68,008	67,795					
立木竹	120	115					
建物	49,562	47,403					
工作物	29,467	26,833					
船舶	1,909	1,696					
建設仮勘定	4,200	3,108					
物品等	86,388	63,235					
無形固定資産	3,689	3,356					
出資金	269	269					
その他投資等	—	0					
資産合計	458,178	462,130		資産・負債差額	18,244	183,155	
				負債及び資産・負債差額合計	458,178	462,130	

連結業務費用計算書

(単位:百万円)

	前会計年度	本会計年度
	自 : 平成15年4月1日	自 : 平成16年4月1日
	至 : 平成16年3月31日	至 : 平成17年3月31日
人件費	58,866	57,828
賞与引当金繰入額	4,510	4,342
退職給付引当金繰入額	3,875	6,473
補助金等	454,885	455,067
委託費等	20	—
一般会計への繰入	134	142
庁費等	5,209	6,586
その他の経費	7,341	8,333
減価償却費	18,747	33,135
貸倒引当金繰入額	0	14
資産処分損益	19,218	28,068
本年度業務費用合計	572,811	599,991

連結資産・負債差額増減計算書

(単位:百万円)

	前会計年度	本会計年度
	自 : 平成15年4月1日	自 : 平成16年4月1日
	至 : 平成16年3月31日	至 : 平成17年3月31日
I 前年度末資産・負債差額	95,675	18,244
II 本年度業務費用合計	△ 572,811	△ 599,991
III 財源	1,293,028	1,364,820
自己収入	271,987	281,168
他会計からの受入	1,021,040	1,083,651
独立行政法人等収入	0	0
IV 無償所管換等	△ 797,648	△ 599,956
V その他の資産・負債差額の増減	—	39
その他の資産・負債差額の増減	—	39
VI 本年度末資産・負債差額	18,244	183,155

連結区分別収支計算書

(単位:百万円)

	前会計年度 自 : 平成15年4月1日 至 : 平成16年3月31日	本会計年度 自 : 平成16年4月1日 至 : 平成17年3月31日
I 業務収支		
1 財源		
自己収入	275,939	346,338
他会計からの受入	1,024,542	1,083,651
独立行政法人等収入	0	0
前年度剰余金等受入	214,787	138,108
財源合計	1,515,271	1,568,098
2 業務支出		
(1) 業務支出(施設整備支出を除く)		
人件費支出	△ 71,713	△ 72,470
補助金等支出	△ 458,982	△ 460,442
委託費等支出	△ 20	—
一般会計への繰入	△ 134	△ 142
産業投資特別会計への繰入	△ 3,027	△ 152,839
貸付けによる支出	△ 3,535	—
庁費等の支出	△ 6,433	△ 6,916
その他の支出	△ 7,315	△ 8,217
業務支出(施設整備支出を除く)合計	△ 551,162	△ 701,029
(2) 施設整備支出		
治水施設整備支出	△ 820,705	△ 626,629
土地に係る支出	△ 908	△ 663
建物等に係る支出	△ 4,256	△ 2,500
独立行政法人等における固定資産取得支出	△ 129	△ 115
施設整備支出合計	△ 826,000	△ 629,908
業務支出合計	△ 1,377,162	△ 1,330,938
業務収支	138,108	237,160
本年度収支	138,108	237,160
翌年度歳入繰入	138,108	237,160
その他歳計外現金・預金本年度末残高	238	219
本年度末現金・預金残高	138,346	237,380

注記

1. 連結を行った独立行政法人等の名称及び出資割合等

(単位:百万円)

連結対象法人名	資本金	治水特別会計からの出資額	出資割合
独立行政法人土木研究所(治水勘定)	855	855	100.00%

2. 出納整理期間における現金の受払の修正の内容

国の会計においては出納整理期間が設けられており、出納整理期間中の現金の受払等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としているが、連結対象法人では出納整理期間が設けられていない。このため、連結に際しては、国の会計の会計年度に合わせて、連結対象法人においても、本会計年度末に国の会計との出納整理期間中の現金の受払等は終了したものとして修正を行っている。

3. 連結対象法人特有の会計処理の修正の内容

連結対象法人においては、企業会計原則に対して必要な修正をした上で、それぞれの特性を反映した財務諸表を作成しております。省庁別連結財務書類の作成に際して、国の会計と連結対象法人との会計処理の統一は行っていないが、以下に記載した、連結対象法人の特有の会計処理については、修正して作成しております。

(1) 運営費交付金、補助金等

連結対象法人において負債に計上されている運営費交付金債務、預り施設費、預り補助金等、預り寄付金および資産見返り運営費交付金、資産見返り補助金等は、財源等への振替処理を行っている。

(2) 退職給付引当金及び賞与引当金

独立行政法人会計基準に基づき引当外とされている退職給付引当金及び賞与引当金については、所要額を計上している。

(3) 損益外減価償却累計額等

独立行政法人会計基準に基づき資本剰余金の減少として計上されている損益外減価償却累計額等は、業務費用等への振替処理をおこなっている。

4. その他会計処理の重要な相違等

(1) 有形固定資産の減価償却方法

国においては、国有財産について定率法、物品について定額法を採用しているが、連結対象法人は、定額法を採用している。

(2) 退職給付引当金の計上方法

国においては、職員の退職金の支払に備えるため期末自己都合要支給額を計上しているが、連結対象法人は主として期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき退職給付引当金を計上している。

5. 重要な会計方針の変更

(1) 国家公務員災害補償年金に係る退職給付引当金

従来、国家公務員災害補償年金に係る引当金（退職給付引当金）については、平均給与の上昇率を2.5%、割引率を4.0%として算出していたが、本年度より、平均給与の上昇率を2.1%、割引率を3.2%として算出している。

この変更は、平均給与の上昇率及び割引率の指標としている厚生年金及び国民年金の財政再計算で用いられている長期的な賃金上昇率及び長期的な運用利回りが変更されたことに伴い行ったものである。

この変更により、前年度の前年度末資産・負債差額が47百万円減少、退職給付引当金が50百万円増加、退職給付引当金繰入額が3百万円増加している。

(2) 表示方法の変更

従来、資産・負債差額増減計算書及び区分別収支計算書において、区分掲記していた「特殊法人等収入」については、当会計年度から「独立行政法人等収入」として表示している。

6. 各財務書類における表示科目の内容等

<連結貸借対照表>

- ・「現金・預金」には、治水特別会計(治水勘定)における当会計年度の歳入歳出決算上の剩余金、及び会計年度末における契約保証金に係る受入残高、及び独立行政法人土木研究所(治水勘定)における現金預金残高を計上している。
- ・「未収金」には、治水特別会計(治水勘定)における一般会計国税収納整理基金に対する消費税還付金、及び企業等に対する費用弁償金債権及び損害賠償金債権等を計上している。
- ・「前払費用」には、主として自賠責保険の前払保険料を計上している。
- ・「貸付金」には、地方公共団体に対する河川改修資金貸付金、砂防事業資金貸付金等を計上している。
- ・「その他の債権等」には、独立掲記した勘定科目以外に、独立行政法人土木研究所(治水勘定)において発生した当会計年度末の債権額を計上している。

- ・「貸倒引当金」には、会計年度末の債権に係る回収不能見込額を計上している。
- ・「土地」には、主に、治水特別会計(治水勘定)における地方整備局事務所庁舎、公務員宿舎等に係る土地を計上している。
- ・「立木竹」には、治水特別会計(治水勘定)における地方整備局事務所庁舎、公務員宿舎等の敷地内に係る立木竹を計上している。
- ・「建物」には、主に、治水特別会計(治水勘定)における地方整備局事務所庁舎、公務員宿舎等、及び独立行政法人土木研究所(治水勘定)における実験棟等を計上している。
- ・「工作物」には、主に、治水特別会計(治水勘定)における地方整備局事務所庁舎、公務員宿舎等、及び独立行政法人土木研究所(治水勘定)における実験棟等に係る門等の工作物を計上している。
- ・「船舶」には、地方整備局事務所において工事施行に必要な船舶を計上している。
- ・「建設仮勘定」には、会計年度末に未完成の工事等に係る前払金相当額を計上している。
- ・「物品等」には、治水特別会計(治水勘定)における取得価額又は見積価格が 50 万円以上の重要物品、及び独立行政法人土木研究所(治水勘定)が資産計上した物品を計上している。
- ・「無形固定資産」には、特許権、電話加入権、ソフトウェア等を計上している。
- ・「出資金」には、北海道開発土木研究所に対する出資を計上している。
- ・「その他投資等」には、独立行政法人土木研究所(治水勘定)における、独立掲記した勘定科目以外の投資額を計上している。
- ・「未払金」には、治水特別会計(治水勘定)における地方公共団体に対する補助率差額等、及び独立行政法人土木研究所(治水勘定)における業務委託契約に係る未払額等を計上している。
- ・「未払費用」には、独立行政法人土木研究所(治水勘定)における、水道光熱費等に係る未払費用を計上している。
- ・「保管金等」には、連結対象法人会計年度末における契約保証金に係る受入残高を計上している。
- ・「前受金」には、治水特別会計(治水勘定)における受託及び附帯工事収納済繰越額を計上している。
- ・「賞与引当金」には、翌会計年度 6 月に支給される賞与(期末手当、勤勉手当)の 支給見込額のうち、当会計年度に帰属する部分を計上している。
- ・「退職給付引当金」には、退職手当(退職一時金)、整理資源(昭和 34 年 10 月以前の恩給公務員期間に係る給付)、国家公務員災害補償年金(国家公務員災害補償法に基づく補償のうち職員が死亡した場合に支給される遺族補償年金)に係る退職給付のうち当会計年度末に発生していると認められる額、及び独立行政法人土木研究所(治水勘定)における役職員の退職給付引当金の当会計年度末残高を計上している。
- ・「他会計繰戻未済金」には、治水特別会計法附則第 34 項の規定に基づく産業投資特別会計からの繰入金で、産業投資特別会計へ繰り戻すこととなっている額を計上している。
- ・「資産・負債差額」には、本会計年度末の資産と負債との差額を計上している。

<業務費用計算書>

- ・「人件費」には、治水特別会計(治水勘定)における職員の給与手当、国家公務員共済組合負担金等、及び独立行政法人土木研究所(治水勘定)における役職員の給与手当、法定福利費等を計上している。

- ・「賞与引当金繰入額」には、治水特別会計(治水勘定)における翌会計年度 6 月に支給される賞与(期末手当、勤勉手当)の支給見込額のうち、当会計年度に帰属する部分、及び独立行政法人土木研究所(治水勘定)における賞与のうち当会計年度に帰属する部分を計上している。
- ・「退職給付引当金繰入額」には、当会計期間に発生した退職給付に係る費用の増加額を計上している。
- ・「補助金等」には、地方公共団体が施行する河川改修事業等の事業費の一部補助を目的として地方公共団体に対して支出した補助金等を計上している。
- ・「委託費等」には、前年度について、直轄で行う河川改修事業費等に必要な用地を確保するための用地及び補償事務の委託を目的として地方公共団体に対して支出した金額を計上している。
- ・「一般会計への繰入」には、退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れ及び納付に関する法律第1条の規定に基づき、一般会計へ繰り入れることとなっている額を計上している。
- ・「庁費等」には、治水特別会計(治水勘定)における物件費及び施設費のうち資産計上されない支出額を計上している。
- ・「その他の経費」には、独立掲記した勘定科目以外に当会計年度に発生した費用の合計額を計上している。
- ・「減価償却費」には、有形固定資産、無形固定資産に係る減価償却費を計上している。
- ・「貸倒引当金繰入額」には、会計年度末の債権に係る回収不能見込額の増加額を計上している。
- ・「資産処分損益」には、固定資産の処分等により発生した損益を計上している。

<資産・負債差額増減計算書>

- ・「前年度末資産・負債差額」には、前年度の貸借対照表の資産・負債差額を計上している。
- ・「本年度業務費用合計」には、当会計年度に発生した業務費用合計額を計上している。
- ・「自己収入」には、国が施行する治水事業に必要な経費のうち、河川法等に基づき、地方公共団体が負担する負担金の受入額・国が管理するダムの維持管理及び国が施行する導水路等の建設に必要な経費のうち、電気事業者等が負担する負担金の受入額・地方公共団体等から河川工事等を受託することによる納付金の受入額・国が施行する河川工事に伴い必要となる附帯工事について、国以外の者が負担する負担金の受入額・利息または配当による収入額、公務員宿舎料、返納金等の雑収入等を計上している。
- ・「他会計からの受入」には、直轄治水事業等に要する経費の財源に充てるための治水特別会計法第7条第1項の規定による一般会計からの受入額、及び多目的ダム建設工事等に要する経費の財源に充てるための治水特別会計法第8条第1項の規定による特定多目的ダム建設勘定からの受入額を計上している。
- ・「独立行政法人等収入」には、独立行政法人土木研究所(治水勘定)における受取利息を計上している。
- ・「無償所管換等」には、施設完成後に一般会計に移管される公用財産の他、資産の交換により生じた差額、帳簿の誤謬訂正により生じた資産の増減、実測により生じた従来の国有財産台帳等の価額との差額、計上漏れの把握により生じた差額等を計上している。
- ・「本年度末資産・負債差額」には、本年度の貸借対照表の資産・負債差額を計上している。

＜連結区分別収支計算書＞

- ・「自己収入」には、国が施行する治水事業に必要な経費のうち、河川法等に基づき、地方公共団体が負担する負担金の受入額・国が管理するダムの維持管理及び国が施行する導水路等の建設に必要な経費のうち、電気事業者等が負担する負担金の受入額・地方公共団体等から河川工事等を受託することによる納付金の受入額・国が施行する河川工事に伴い必要となる附帯工事について、国以外の者が負担する負担金の受入額・国有財産売払収入の額・河川事業資金収益回収特別貸付金等の償還額・独立掲記した勘定科目以外の当会計年度における歳入額を計上している。
- ・「他会計からの受入」には、直轄治水事業等に要する経費の財源に充てるための治水特別会計法第7条第1項の規定による一般会計からの受入額、日本電信電話株式会社の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第7条第6項の規定による産業投資特別会計からの受入額を計上している。
- ・「独立行政法人等収入」には、独立行政法人土木研究所(治水勘定)における受取利息の入金額を計上している。
- ・「前年度剰余金受入」には、治水特別会計(治水勘定)における治水特別会計法第18条第1項の規定による前年度の決算上の剰余金額、及び独立行政法人土木研究所(治水勘定)における前年度の資金期末残高を計上している。
- ・「人件費支出」には、治水特別会計(治水勘定)における職員の給与手当、国家公務員共済組合負担金等に係る支出額、及び独立行政法人土木研究所(治水勘定)の役職員に係る給与手当、法定福利費等を計上している。
- ・「補助金等支出」には、地方公共団体が施行する河川改修事業等の事業費の一部補助を目的として地方公共団体に対して支出した金額等を計上している。
- ・「委託費等支出」には、前年度について、直轄で行う河川改修事業費等に必要な用地を確保するための用地及び補償事務の委託を目的として地方公共団体に対して支出した金額を計上している。
- ・「一般会計への繰入」には、退職者に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れ及び納付に関する法律第1条の規定に基づき、一般会計へ繰り入れることとなっている額を計上している。
- ・「産業投資特別会計への繰入」には、治水特別会計法附則第32項等の規定に基づく産業投資特別会計への繰入額を計上している。
- ・「貸付けによる支出」には、前年度について、地方公共団体に対する河川改修資金貸付金、砂防事業資金貸付金等に係る支出額を計上している。
- ・「庁費等の支出」には、物件費及び施設費のうち資産計上されない支出額を計上している。
- ・「その他の支出」には、独立掲記した勘定科目以外の当会計年度における支出額を計上している。
- ・「治水施設整備支出」には、国が施行する河川改修事業等の事業費等を計上している。
- ・「土地に係る支出」には、土地の購入額を計上している。
- ・「建物等に係る支出」には、建物等の購入額を計上している。
- ・「独立行政法人等における固定資産取得支出」には、独立行政法人土木研究所(治水勘定)における固定資産取得の支出額を計上している。

- ・「その他歳計外現金・預金本年度末残高」には、会計年度末における契約保証金に係る受入残高を計上している。

＜その他特別会計の財務内容を理解するために特に必要と考えられる情報＞

- 単位未満の計数の切り捨て及び 100 万円未満の計数の表示等
- ・金額の単位は 100 万円単位とし、単位未満は切捨て処理を行っているため、合計は一致しないことがある。
- ・100 万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「-」で表示している。

＜重要な過年度の会計処理の誤謬の訂正＞

前年度において、貸借対照表に「その他の債権等」として表示していた地方公共団体等への公共事業費受益者負担金債権等については、本年度より「未収金」として処理することとした。

この変更により、前年度の貸借対照表の「その他の債権等」が 3,453 百万円減少し、前年度の「未収金」が同額増加している。

附属明細書

○資産及び負債の明細

(単位:百万円)

	治水特別会計 (治水勘定)	独立行政法人 土木研究所 (治水勘定)	相殺消去	連結合計
<資産の部>				
現金・預金	237,023	357	—	237,380
未収金	3,371	—	—	3,371
前払費用	33	4	—	37
賞付金	7,531	—	—	7,531
その他の債権等	—	1	—	1
貸倒引当金	△ 5	—	—	△ 5
有形固定資産	209,109	1,078	—	210,188
土地	67,795	—	—	67,795
立木竹	115	—	—	115
建物	46,904	498	—	47,403
工作物	26,689	143	—	26,833
船舶	1,696	—	—	1,696
建設仮勘定	3,108	—	—	3,108
物品等	62,799	436	—	63,235
無形固定資産	3,333	23	—	3,356
出資金	1,124	—	△ 855	269
その他投資等	—	0	—	0
資産合計	461,521	1,465	△ 855	462,130
<負債の部>				
未払金	32,221	221	—	32,443
未払消費税	—	—	—	—
未払費用	—	19	—	19
保管金等	219	2	—	221
前受金	2,095	—	—	2,095
賞与引当金	4,314	27	—	4,342
退職給付引当金	113,993	239	—	114,232
他会計繰戻未済金	125,619	—	—	125,619
負債合計	278,463	511	—	278,975
<資産・負債差額の部>				
資産・負債差額	183,057	953	△ 855	183,155

○業務費用の明細

(単位:百万円)

	治水特別会計 (治水勘定)	独立行政法人 土木研究所 (治水勘定)	相殺消去	連結合計
人件費	57,404	424	—	57,828
賞与引当金繰入額	4,314	27	—	4,342
退職給付引当金繰入額	6,426	47	—	6,473
補助金等	455,179	—	△ 112	455,067
独立行政法人運営費交付金	1,339	—	△ 1,339	—
委託費等	—	—	—	—
一般会計への繰入	142	—	—	142
庁費等	6,586	—	—	6,586
その他の経費	7,455	878	—	8,333
減価償却費	33,001	133	—	33,135
貸倒引当金繰入額	14	—	—	14
資産処分損益	28,065	2	—	28,068
本年度業務費用合計	599,930	1,513	△ 1,452	599,991

(単位:百万円)

その他の経費内訳	治水特別会計 (治水勘定)	独立行政法人 土木研究所 (治水勘定)	相殺消去	連結合計
省庁別財務書類でのその他の経費	7,455	—	—	7,455
連結対象法人での業務費用	—	845	—	845
連結対象法人での一般管理費	—	18	—	18
連結対象法人でのその他経費	—	13	—	13
計	7,455	878	—	8,333

○資産・負債差額増減の明細

(単位:百万円)

	治水特別会計 (治水勘定)	独立行政法人 土木研究所 (治水勘定)	相殺消去	連結合計
前年度末資産・負債差額	18,124	975	△ 855	18,244
本年度業務費用合計	△ 599,930	△ 1,513	1,452	△ 599,991
財源	1,364,820	1,452	△ 1,452	1,364,820
自己収入	281,168	—	—	281,168
他会計からの受入	1,083,651	—	—	1,083,651
独立行政法人等収入	—	1,452	△ 1,452	0
無償所管換等	△ 599,956	—	—	△ 599,956
その他の資産・負債差額の増減	—	39	—	39
その他の資産・負債差額の増減	—	39	—	39
本年度末資産・負債差額	183,057	953	△ 855	183,155

○区分別収支計算書の明細

(単位:百万円)

	治水特別会計 (治水勘定)	独立行政法人 土木研究所 (治水勘定)	相殺消去	連結合計
業務収支	236,803	357	—	237,160
財源	1,567,868	1,682	△ 1,452	1,568,098
自己収入	346,338	—	—	346,338
他会計からの受入	1,083,651	—	—	1,083,651
独立行政法人等収入	—	1,452	△ 1,452	0
前年度剰余金等受入	137,878	230	—	138,108
業務支出(施設整備支出除く)	△ 701,272	△ 1,209	1,452	△ 701,029
人件費支出	△ 72,023	△ 446	—	△ 72,470
補助金等支出	△ 460,555	—	112	△ 460,442
独立行政法人運営費交付金	△ 1,339	—	1,339	—
一般会計への繰入	△ 142	—	—	△ 142
産業投資特別会計への繰入	△ 152,839	—	—	△ 152,839
庁費等の支出	△ 6,916	—	—	△ 6,916
その他の支出	△ 7,455	△ 762	—	△ 8,217
施設整備支出	△ 629,793	△ 115	—	△ 629,908
治水施設整備支出	△ 626,629	—	—	△ 626,629
土地に係る支出	△ 663	—	—	△ 663
建物等に係る支出	△ 2,500	—	—	△ 2,500
独立行政法人等における固定資産取得支出	—	△ 115	—	△ 115
本年度収支	236,803	357	—	237,160
翌年度歳入繰入	236,803	357	—	237,160
その他歳計外現金・預金本年度末残高	219	—	—	219
本年度末現金・預金残高	237,023	357	—	237,380

「治水特別会計（特定多目的ダム建設工事勘定）平成16年度財務書類」

貸借対照表

(単位:百万円)

	前会計年度 (平成16年3月31日)	本会計年度 (平成17年3月31日)		前会計年度 (平成16年3月31日)	本会計年度 (平成17年3月31日)
<資産の部>					
現金・預金	30,926	38,133	<負債の部>		
未収金	2,463	1,714	保管金等	28	7
有形固定資産	108,638	96,243	前受金	1,060	731
国有財産(公共用財産を除く)	68,388	65,955	他会計繰戻未済金	32,918	21,131
土地	31,182	31,090			
立木竹	55	53			
建物	22,714	21,644			
工作物	13,533	12,272	負債合計	34,007	21,870
船舶	883	782			
建設仮勘定	18	112			
物品	40,249	30,287	<資産・負債差額の部>		
無形固定資産	308	329	資産・負債差額	108,329	114,550
資産合計	142,336	136,420			
			負債及び資産・負債差額合計	142,336	136,420

業務費用計算書

(単位:百万円)

	前会計年度	本会計年度
自	平成15年4月 1日	自 平成16年4月 1日
至	平成16年3月31日	至 平成17年3月31日
治水勘定への繰入	12,896	13,687
庁費等	433	469
その他の経費	2,531	7,251
減価償却費	7,674	14,117
資産処分損益	8,323	12,090
本年度業務費用合計	31,859	47,617

資産・負債差額増減計算書

(単位:百万円)

	前会計年度 自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日	本会計年度 自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日
I 前年度末資産・負債差額	147,950	108,329
II 本年度業務費用合計	△ 31,859	△ 47,617
III 財源		
1 自己収入		
地方公共団体工事費負担金収入	209,190	216,741
電気事業者等工事費負担金収入	77,286	68,042
受託工事納付金収入	31,817	31,469
その他の財源	32,706	27,828
受託工事納付金収入	12,438	8,385
その他	323	358
2 他会計(勘定)からの受入	131,903	148,698
一般会計からの受入	131,903	148,698
IV 無償所管換等	△ 216,951	△ 162,902
V 資産評価差額	-	-
VI その他資産・負債差額の増減	-	-
VII 本年度末資産・負債差額	108,329	114,550

区別収支計算書

(単位:百万円)

前会計年度	本会計年度
自 平成15年4月 1日	自 平成16年4月 1日
至 平成16年3月31日	至 平成17年3月31日

I 業務収支

1 財源

地方公共団体工事費負担金収入	31,817	31,469
電気事業者等工事費負担金収入	32,704	27,830
受託工事納付金収入	9,755	8,805
資産売払収入	64	55
その他の収入	323	357
一般会計からの受入	131,903	148,698
前年度剰余金受入	69,660	30,898
財源合計	<hr/> 276,230	<hr/> 248,115

2 業務支出

(1) 業務支出(施設整備支出を除く)		
治水勘定への繰入	△ 12,896	△ 13,687
産業投資特別会計への繰入	△ 0	△ 11,787
庁費等の支出	△ 590	△ 570
その他の支出	△ 2,531	△ 7,251
業務支出(施設整備支出を除く)合計	<hr/> △ 16,018	<hr/> △ 33,296

(2) 施設整備支出

多目的ダム建設支出	△ 226,944	△ 174,763
土地に係る支出	△ 395	△ 286
建物等に係る支出	△ 1,973	△ 1,643
施設整備支出合計	<hr/> △ 229,314	<hr/> △ 176,692

業務支出合計

△ 245,332 △ 209,989

業務収支

30,898 38,126

II 財務収支

財務収支

-

30,898 38,126

本年度収支	30,898	38,126
-------	--------	--------

注記

(1) 重要な会計方針

① 有形固定資産及び無形固定資産の減価償却の方法

○有形固定資産

国有財産の管理は、勘定別に行うのではなく、特別会計として一体的に行っており、国有財産台帳も勘定別に調製されていない。このため、便宜上、治水勘定と特定多目的ダム建設工事勘定の過去の累計事業費（維持管理に係るものを除く）の比率で按分した額を計上している。

国有財産法の適用がある資産は、建物、工作物、船舶毎の合計価額に、定率法による減価償却を行っている。また、物品については、品目別に合計価額に定額法による減価償却を行っている。

○無形固定資産

地上権、特許権の管理は、勘定別に行うのではなく、特別会計として一体的に行っており、国有財産台帳も勘定別に調製されていない。このため、便宜上、治水勘定と特定多目的ダム建設工事勘定の過去の累計事業費（維持管理に係るものを除く）の比率で按分した額を計上している。

ソフトウェアについては、簡便的に、過去（5年間）の開発費を累計の上、定額法による減価償却を行っている。

② その他財務書類作成のための基本となる重要事項

○消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている

○公共用財産について

治水特別会計は、治水事業等の工事に関する経理を明確にするために設けられた特別会計であり、当会計が整備する公共用財産（堤防等）は、「一般会計」の財産に帰属することになる。

なお、当会計で実施した事業の成果を明らかにするため、治水事業等により整備した公共用財産について参考資料として添付している。

○区分別収支計算書について

当特別会計では、収入別に施設整備に係る支出の経理を行っていないため、各収入が歳入額に占める割合に応じて算出している。資産売払収入については決算額を計上している。

(2) 翌年度以降支出予定額

① 岁出予算の繰越

平成16年度末の「歳出予算の繰越債務負担額」の翌年度以降への繰越債務額は11,883百万円である。

② 国庫債務負担行為による負担額

平成 16 年度末の国庫債務負担行為による繰越債務負担額は 160,633 百万円である。

(3) 追加情報等

① 出納整理期間について

当特別会計では出納整理期間が設けられている。このため、出納整理期間中の現金の支払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。

② 各財務書類における表示科目の内容等

i 貸借対照表における表示科目の内容

- ・「現金・預金」には、当会計年度の歳入歳出決算上の剩余金を計上している。
- ・「未収金」には、企業等に対する損害賠償債権等を計上している。
- ・「土地」には、主に、地方整備局事務所庁舎、公務員宿舎等に係る土地を計上している。
- ・「立木竹」には、地方整備局事務所庁舎、公務員宿舎等の敷地内に係る立木竹を計上している。
- ・「建物」には、地方整備局事務所庁舎、公務員宿舎等を計上している。
- ・「工作物」には、地方整備局事務所庁舎、公務員宿舎等に係る門等の工作物を計上している。
- ・「船舶」には、地方整備局事務所において工事施行に必要な船舶を計上している。
- ・「建設仮勘定」には、会計年度末に未完成の工事等に係る前払金相当額を計上している。
- ・「物品」には、取得価額又は見積価格が 50 万円以上の重要物品を計上している。
- ・「無形固定資産」には、特許権、電話加入権、ソフトウェア等を計上している。
- ・「保管金等」には、会計年度末における契約保証金に係る受入残高を計上している。
- ・「前受金」には、受託工事収納済繰越額を計上している。
- ・「他会計繰戻未済金」には、治水特別会計法附則第 34 項の規定に基づく産業投資特別会計からの繰入金で、産業投資特別会計へ繰り戻すこととなっている額を計上している。
- ・「資産・負債差額」には、本会計年度末の資産と負債との差額を計上している。

ii 業務費用計算書における表示科目

- ・「治水勘定への繰入」には、治水特別会計法第 8 条第 1 項の規定に基づき、多目的ダム建設工事等に要する経費の財源に充てるため、治水勘定へ繰り入れることとなっている額を計上している。
- ・「庁費等」には、物件費及び施設費のうち資産計上されない支出額を計上している。
- ・「その他の経費」には、独立掲記した勘定科目以外に当会計年度に発生した費用の合計額を計上している。
- ・「減価償却費」には、有形固定資産、無形固定資産に係る減価償却費を計上している。
- ・「資産処分損益」には、固定資産の処分等により発生した損益を計上している。

iii 資産・負債差額増減計算書における表示科目

- ・「前年度末資産・負債差額」には、前年度の貸借対照表の資産・負債差額を計上している。
- ・「本年度業務費用合計」には、当会計年度に発生した業務費用合計額を計上している。

- ・「地方公共団体工事費負担金収入」には、国が施行する特定の多目的ダム建設工事に必要な経費のうち、河川法に基づき、地方公共団体が負担する負担金の受入額を計上している。
- ・「電気事業者等工事費負担金収入」には、国が施行する特定の多目的ダム建設工事に必要な経費のうち、特定多目的ダム法に基づき、電気事業者等が負担する負担金の受入額を計上している。
- ・「受託工事納付金収入」には、特定の多目的ダム建設工事に関連する工事を地方公共団体等から受託することによる納付金の受入額を計上している。
- ・「その他の財源」には、利息または配当による収入額、公務員宿舎料、返納金等の雑収入等を計上している。
- ・「一般会計からの受入」には、直轄治水事業等に要する経費の財源に充てるための治水特別会計法第7条第2項の規定による一般会計からの受入額を計上している。
- ・「無償所管換等」には、施設完成後に一般会計に移管される公共用財産の他、資産の交換により生じた差額、帳簿の誤謬訂正により生じた資産の増減、実測により生じた従来の国有財産台帳等の価額との差額、計上漏れの把握により生じた差額等を計上している。
- ・「本年度末資産・負債差額」には、本年度の貸借対照表の資産・負債差額を計上している。

iv 区別収支計算書における表示科目

- ・「地方公共団体工事費負担金収入」には、国が施行する特定の多目的ダム建設工事に必要な経費のうち、河川法に基づき、地方公共団体が負担する負担金の受入額を計上している。
- ・「電気事業者等工事費負担金収入」には、国が施行する特定の多目的ダム建設工事に必要な経費のうち、特定多目的ダム法に基づき、電気事業者等が負担する負担金の受入額を計上している。
- ・「受託工事納付金収入」には、特定の多目的ダム建設工事に関連する工事を地方公共団体等から受託することによる納付金の受入額を計上している。
- ・「資産売払収入」には、国有財産売払収入の額を計上している。
- ・「その他の収入」には、独立掲記した勘定科目以外の当会計年度における歳入額を計上している。
- ・「一般会計からの受入」には、直轄治水事業等に要する経費の財源に充てるための治水特別会計法第7条第2項の規定による一般会計からの受入額を計上している。
- ・「前年度剰余金受入」には、治水特別会計法第18条第2項の規定による前年度の決算上の剰余金額を計上している。
- ・「治水勘定への繰入」には、治水特別会計法第8条第1項の規定に基づき、多目的ダム建設工事等に要する経費の財源に充てるため、治水勘定へ繰り入れることとなっている額を計上している。
- ・「産業投資特別会計への繰入」には、治水特別会計法附則36項の規定に基づく産業投資特別会計への繰入額を計上している。
- ・「庁費等の支出」には、物件費及び施設費のうち資産計上されない支出額を計上している。
- ・「その他の支出」には、独立掲記した勘定科目以外の当会計年度における支出額を計上している。
- ・「多目的ダム建設支出」には、多目的ダム建設事業等の事業費等を計上している。
- ・「土地に係る支出」には、土地の購入額を計上している。
- ・「建物等に係る支出」には、建物等の購入額を計上している。
- ・「その他歳計外現金・預金本年度末残高」には、会計年度末における契約保証金に係る受入残高を計上している。

③ その他特別会計の財務内容を理解するために特に必要と考えられる情報

- 単位未満の計数の切り捨て及び100万円未満の計数の表示等

金額の単位は100万円単位とし、単位未満は切捨て処理を行っているため、合計は一致しないことがある。

100万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「-」で表示している。

④ 重要な過年度の会計処理の誤謬の訂正

前年度において、貸借対照表に「その他の債権等」として表示していた「地方公共団体等への公共事業費受益者負担金債権等」については、本年度より「未収金」として処理することとした。

この変更により、前年度の貸借対照表の「その他の債権等」2,461百万円減少し、「未収金」が同額増加している。

附属明細書

1. 貸借対照表項目に関する明細

(1) 資産項目の明細

① 未収金の明細

未収金の明細

(単位:百万円)

内容	相手先	本年度末残高
受託事業費債権	地方公共団体等	1,711
損害賠償金債権	企業等	2
利息債権	企業等	0
延滞金債権	企業	0
合計		1,714

② 固定資産の明細

固定資産の明細

(単位:百万円)

区分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度減価償却額	評価差額 (本年度発生分)	本年度末残高
有形固定資産						
国有財産						
行政財産						
土地	29,738	429	644	—	—	29,524
立木竹	55	1	3	—	—	52
建物	22,685	960	337	1,698	—	21,609
工作物	13,506	688	164	1,787	—	12,242
船舶	882	28	3	124	—	782
建設仮勘定	18	112	18	—	—	112
小計	66,887	2,220	1,172	3,611	—	64,325
普通財産						
土地	1,443	431	309	—	—	1,566
立木竹	—	0	—	—	—	0
建物	29	55	50	—	—	34
工作物	27	18	14	1	—	29
船舶	0	0	0	—	—	—
小計	1,500	505	374	1	—	1,630
国有財産合計	68,388	2,726	1,546	3,612	—	65,955
公用財産						
建設仮勘定	—	180,509	180,509	—	—	—
公用財産合計	—	180,509	180,509	—	—	—
物品	40,249	12,096	11,625	10,433	—	30,287
有形固定資産合計	108,638	195,332	193,680	14,046	—	96,243
無形固定資産						
国有財産						
行政財産						
特許権等	0	—	—	—	—	0
普通財産						
特許権等	22	—	—	—	—	22
国有財産合計	23	—	—	—	—	23
電話加入権	32	—	7	—	—	24
ソフトウェア	252	100	—	71	—	281
無形固定資産合計	308	100	7	71	—	329
有形固定資産・無形固定資産合計	108,946	195,432	193,688	14,117	—	96,572

2. 資産・負債差額増減計算書の内容に関する明細

(1) その他の財源の明細

財源の明細			(単位:百万円)
款	項	金額	
雑収入	雑収入	358	
合計		358	

(2) 無償所管換等の明細

無償所管換等の明細						(単位:百万円)
区分	相手先	金額	資産等の内容	所管換等の理由	備考	
実測と帳簿の差額	-	△ 3	土地	土地を実測した結果、国有財産台帳の面積の修正に対応した修正額		
誤謬訂正	-	17,805	公共用財産等	帳簿の誤謬訂正により資産の増減が生じたため		
報告洩れ	-	23	建物等	報告の洩れを原因とする計上漏れ		
公共物から編入	-	36	土地			
公共物へ編入	-	△ 155	土地等			
一般会計へ所管換	-	△ 180,509	公共用財産			
その他	-	△ 99	土地等			
合計		△ 162,902				

3. 区別収支計算書の内容に関する明細

(1) その他の収入の明細

その他の収入の明細			(単位:百万円)
款	項	金額	
雑収入	雑収入	357	
合計		357	

(2) その他歳計外現金・預金の明細

その他歳計外現金・預金の増減の明細

		(単位:百万円)
		金額
前年度末残高		28
本年度受入		7
本年度払出		28
本年度末残高		7

参考情報

① 機会費用に関する情報

産業投資特別会計から直轄で施行する改革推進公共投資各事業の無利子の財源として受け入れた受入金に係る機会費用は以下のとおりである。

なお、算定利回りは、当該年度末における10年利付国債利回りとなっている。

21,131百万円（「他会計繰戻未済金」の年度末残高）×1.320%＝278百万円

② 公公用財産に関する情報

堤防等の施設は、取得原価（新設改良費等）に定額法（耐用年数49年）により減価償却後の評価額を算出した。

用地は、施設の耐用年数分の用地費等を累計し算出した。

(単位:百万円)

区分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度減価償却額	本年度末残高
施設	4,723,303	175,036	-	130,101	4,768,238
用地	615,798	10,880	-	-	626,678
公用財産	5,339,101	185,916	-	130,101	5,394,916

「治水特別会計：平成16年度勘定合算財務書類」

合算 貸借対照表

(単位:百万円)

	前会計年度 (平成16年3月31日)	本会計年度 (平成17年3月31日)		前会計年度 (平成16年3月31日)	本会計年度 (平成17年3月31日)	
<資産の部>						
現金・預金	169,043	275,156	未払金	37,267	32,221	
未収金	11,111	5,085	保管金等	266	226	
前払費用	36	33	前受金	3,337	2,827	
貸付金	67,529	7,531	賞与引当金	4,483	4,314	
貸倒引当金	△ 2	△ 5	退職給付引当金	116,858	113,993	
有形固定資産	347,228	305,353	他会計繰戻未済金	311,377	146,750	
国有財産(公共用財産を除く)	221,085	212,265				
土地	99,191	98,886				
立木竹	176	168				
建物	71,830	68,549				
工作物	42,875	38,962	負債合計	473,591	300,334	
船舶	2,792	2,479	<資産・負債差額の部>			
建設仮勘定	4,218	3,220	資産・負債差額	126,454	297,607	
物品	126,142	93,087				
無形固定資産	3,975	3,663				
出資金	1,124	1,124				
資産合計	600,046	597,941	負債及び資産・負債差額合計	600,046	597,941	

合算 業務費用計算書

(単位:百万円)

	前会計年度 自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日	本会計年度 自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日
人件費	58,477	57,404
賞与引当金繰入額	4,483	4,314
退職給付引当金繰入額	3,875	6,426
補助金等	455,001	455,179
独立行政法人運営費交付金	1,364	1,339
委託費	20	-
一般会計への繰入	134	142
旅費等	5,642	7,056
その他の経費	8,988	14,706
減価償却費	26,282	47,119
貸倒引当金繰入額	0	14
資産処分損益	27,527	40,156
本年度業務費用合計	591,800	633,860

合算 資産・負債差額増減計算書

(単位:百万円)

	前会計年度 自 平成15年4月 1日 至 平成16年3月31日	本会計年度 自 平成16年4月 1日 至 平成17年3月31日
I 前年度末資産・負債差額	243,532	126,454
II 本年度業務費用合計	△ 591,800	△ 633,860
III 財源		
1 自己収入	1,489,321	1,567,873
地方公共団体工事費負担金収入	349,274	349,210
電気事業者等工事費負担金収入	250,744	268,481
受託工事納付金収入	48,539	43,315
附帯工事費負担金収入	29,049	21,960
その他の財源	6,432	5,075
2 他会計(勘定)からの受入	1,140,047	1,218,662
一般会計からの受入	1,140,047	1,218,662
IV 無償所管換等	△ 1,014,599	△ 762,859
V 資産評価差額	-	-
VI その他資産・負債差額の増減	-	-
VII 本年度末資産・負債差額	126,454	297,607

合算 区別収支計算書

(単位:百万円)

前会計年度	本会計年度
自 平成15年4月 1日	自 平成16年4月 1日
至 平成16年3月31日	至 平成17年3月31日

I 業務収支

1 財源

地方公共団体工事費負担金収入	250,744	268,481
電気事業者等工事費負担金収入	48,864	43,477
受託工事納付金収入	26,010	22,309
附帯工事費負担金収入	6,126	5,140
資産売払収入	122	144
貸付金の回収による収入	2,775	59,997
その他の収入	15,962	15,305
一般会計からの受入	1,140,047	1,218,662
産業投資特別会計からの受入	3,502	-
前年度剩余金受入	284,297	168,776
財源合計	1,778,453	1,802,297

2 業務支出

(1) 業務支出(施設整備支出を除く)		
人件費	△ 71,299	△ 72,023
補助金等	△ 459,099	△ 460,555
独立行政法人運営費交付金	△ 1,364	△ 1,339
委託費	△ 20	-
一般会計への繰入	△ 134	△ 142
産業投資特別会計への繰入	△ 3,027	△ 164,626
貸付けによる支出	△ 3,535	-
庁費等の支出	△ 7,023	△ 7,486
その他の支出	△ 8,988	△ 14,706
業務支出(施設整備支出を除く)合計	△ 554,491	△ 720,881
(2) 施設整備支出		
治水施設整備支出	△ 820,705	△ 626,629
多目的ダム建設支出	△ 226,944	△ 174,763
土地に係る支出	△ 1,304	△ 949
建物等に係る支出	△ 6,230	△ 4,143
施設整備支出合計	△ 1,055,185	△ 806,485
業務支出合計	△ 1,609,677	△ 1,527,367
業務収支	168,776	274,929

II 財務収支

財務収支

本年度収支	168,776	274,929
翌年度歳入繰入	168,776	274,929
收支に関する換算差額	-	-
資金本年度末残高	-	-
その他歳計外現金・預金本年度末残高	266	226
本年度末現金・預金残高	169,043	275,156

注記

(1) 重要な会計方針

① 有形固定資産及び無形固定資産の減価償却の方法

○有形固定資産

国有財産法の適用がある資産は、建物、工作物、船舶毎の合計価額に、定率法による減価償却を行っている。また、物品については、品目別に合計価額に定額法による減価償却を行っている。

○無形固定資産

ソフトウェアについては、簡便的に、過去（5年間）の開発費を累計の上、定額法による減価償却を行っている。

② 出資金の会計処理

市場価格のないものについては、移動平均法による原価法によっている。

③ 引当金の計上基準、計算方法

○貸倒引当金

不納欠損を生じている雑入等債権について、過去3年間の債権の不納欠損実績に基づいて算出した額を計上している。

貸付金については、地方公共団体に対するものや、貸付にあたり金融機関の債務保証を義務付けているもののみであり、かつ、過去に回収不能となった事例が存しないため、回収不能見込みがないと判断し貸倒引当金を計上していない。

○賞与引当金

職員の賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち当期に負担する金額を下記の計算方法により計上している。

期末手当 翌年度期末手当予算額×6ヶ月期支給割合/年間支給割合×4/6

勤勉手当 翌年度勤勉手当予算額×6ヶ月期支給割合/年間支給割合×4/6

○退職給付引当金

1) 退職手当に係る退職給付引当金

職員の退職金の支払に備えるため期末自己都合要支給額を下記の計算方法により算出している。

勤続年数階層毎人員数×平均俸給額×自己都合退職手当支給率

2) 整理資源

国家公務員共済年金のうち、整理資源（昭和34年10月前の恩給公務員期間に係る給付分）については、将来給付見込額の割引現在価値額を計上している。

3) 国家公務員災害補償年金

国家公務員災害補償金法に基づく補償のうち、職員が死亡した場合に支給される遺族補償年金の支払いに備えるため、将来給付見込額（支給率×平均給与）の割引現在価値を計上している。

④ その他財務書類作成のための基本となる重要事項

○消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

○勘定間の債権債務等について

合算財務書類作成にあたり、各勘定の財務書類における勘定間の債権債務、繰入/受入取引は、相殺消去している。

○公用用財産について

治水特別会計は、治水事業等の工事に関する経理を明確にするために設けられた特別会計であり、当会計が整備する公用用財産（堤防等）は、一般会計の財産に帰属することになる。

なお、当会計で実施した事業の成果を明らかにするため、治水事業等により整備した公用用財産について参考資料として添付している。

○区分別収支計算書について

当特別会計では、収入別に施設整備に係る支出の経理を行っていないため、各収入が歳入額に占める割合に応じて算出している。資産売払収入については決算額を計上している。

（2）重要な会計方針の変更

<会計処理の原則又は手続の変更>

○ 退職給付引当金について

従来、国会公務員災害補償年金にかかる引当金（退職者給付引当金）については、平均給与の上昇率を2.5%、割引率を4.0%として算出していたが、本年度より、平均給与の上昇率を2.1%、割引率を3.2%として算出している。

この変更は、平均給与の上昇率及び割引率の指標としている厚生年金及び国民年金の財政再計算で用いられている長期的な賃金上昇率及び長期的な運用利回りが変更されたことに伴い行ったものである。

この変更により、前年度の前年度末資産・負債差額が47百万円減少、退職給付引当金が50百万円増加、退職給付引当金繰入額が3百万円増加している。

(3) 偶発債務

○偶発債務

(単位：百万円)

名称等(訴訟名)	金額	事件番号	概要(簡単な説明等)
平成 16 年(ワ)第 23403 損害賠償請求事件	30	東京地裁 平成 16(ワ)第 23403 号	平成 16 年 11 月 4 日提訴 現在審理中
平成 15 年(ワ)第 6750 号 国際企画損害賠償請求事件	1,820	東京地裁 平成 15 年(ワ)第 6750 号	平成 15 年 3 月 28 日提訴 現在審理中
平成 11 年(ワ)第 411 号 蒲原沢土石流災害損害賠償請求事件	23	長野地裁 平成 11 年(ワ)第 411 号	平成 11 年 11 月 24 日提訴 現在審理中
平成 11 年(ワ)第 412 号 蒲原沢土石流災害損害賠償請求事件	23	長野地裁 平成 11 年(ワ)第 412 号	平成 11 年 11 月 24 日提訴 現在審理中
平成 15 年(ワ)第 3753 号 新川水害訴訟	152	名古屋地裁 平成 15(ワ)第 3753 号	平成 15 年 9 月 8 日提訴 現在審理中
平成 16 年(ワ)第 362 号 紀の川クレーン転倒事故損害賠償請求事件	19	奈良地裁 平成 16 年(ワ)第 362 号	平成 16 年 11 月 12 日提訴 現在審理中
平成 15 年(ワ)第 15 号 山鳥坂ダム公金支出差し止め請求事件	121	松山地裁 平成 15 年(ワ)第 15 号	平成 15 年 7 月 15 日提訴 現在審理中
平成 16 年(ワ)第 8 号 山鳥坂ダム公金支出差し止め請求事件	139	松山地裁 平成 16 年(ワ)第 8 号	平成 16 年 7 月 14 日提訴 現在審理中
合 計	2,327		

(4) 翌年度以降支出予定額

① 歳出予算の繰越

平成 16 年度末の「歳出予算の繰越債務負担額」の翌年度への繰越債務額は 196,766 百万円である。

② 国庫債務負担行為による負担額

平成 16 年度末の国庫債務負担行為による繰越債務負担額は 295,067 百万円である。

(5) 追加情報等

① 出納整理期間について

当特別会計では出納整理期間が設けられている。このため、出納整理期間中の現金の支払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。

② 各財務書類における表示科目の内容等

i 貸借対照表における表示科目の内容

- ・「現金・預金」には、当会計年度の歳入歳出決算上の剩余金及び会計年度末における契約保証金に係る受入残高を計上している。
- ・「未収金」には、一般会計国税収納整理基金に対する消費税還付金、企業等に対する費用弁償金債権及び損害賠償金債権等を計上している。
- ・「前払費用」には、自賠責保険の前払保険料を計上している。
- ・「貸付金」には、地方公共団体に対する河川改修資金貸付金、砂防事業資金貸付金等を計上している。
- ・「貸倒引当金」には、会計年度末の債権に係る回収不能見込額を計上している。
- ・「土地」には、主に、地方整備局事務所庁舎、公務員宿舎等に係る土地を計上している。
- ・「立木竹」には、地方整備局事務所庁舎、公務員宿舎等の敷地内に係る立木竹を計上している。
- ・「建物」には、地方整備局事務所庁舎、公務員宿舎等を計上している。
- ・「工作物」には、地方整備局事務所庁舎、公務員宿舎等に係る門等の工作物を計上している。
- ・「船舶」には、地方整備局事務所において工事施行に必要な船舶を計上している。
- ・「建設仮勘定」には、会計年度末に未完成の工事等に係る前払金相当額を計上している。
- ・「物品」には、取得価額又は見積価格が50万円以上の重要物品を計上している。
- ・「無形固定資産」には、特許権、電話加入権、ソフトウェア等を計上している。
- ・「出資金」には、独立行政法人土木研究所治水勘定等に対する出資を計上している。
- ・「未払金」には、地方公共団体に対する補助率差額等を計上している。
- ・「保管金等」には、会計年度末における契約保証金に係る受入残高を計上している。
- ・「前受金」には、受託及び附帯工事収納済繰越額を計上している。
- ・「賞与引当金」には、翌会計年度6月に支給される賞与（期末手当、勤勉手当）の支給見込額のうち、当会計年度に帰属する部分を計上している。
- ・「退職給付引当金」には、退職手当（退職一時金）、整理資源（昭和34年10月以前の恩給公務員期間に係る給付）、国家公務員災害補償年金（国家公務員災害補償法に基づく補償のうち職員が死亡した場合に支給される遺族補償年金）に係る退職給付のうち当会計年度末に発生していると認められる額を計上している。
- ・「他会計繰戻未済金」には、治水特別会計法附則第34項の規定に基づく産業投資特別会計からの繰入金で、産業投資特別会計へ繰り戻すこととなっている額を計上している。
- ・「資産・負債差額」には、本会計年度末の資産と負債との差額を計上している。

ii 業務費用計算書における表示科目

- ・「人件費」には、職員の給与手当、国家公務員共済組合負担金等を計上している。
- ・「賞与引当金繰入額」には、翌会計年度6月に支給される賞与（期末手当、勤勉手当）の支給見込額のうち、当会計年度に帰属する部分を計上している。
- ・「退職給付引当金繰入額」には、当会計期間に発生した退職給付に係る費用の増加額を計上している。
- ・「補助金等」には、地方公共団体が施行する河川改修事業等の事業費の一部補助を目的として地方公共団体に対して支出した補助金等を計上している。
- ・「独立行政法人運営費交付金」には、独立行政法人土木研究所の行う業務のうち独立行政法人土木研究所法に規定する業務の財源に充てるための同研究所に対する運営費交付金を計上している。

- ・「委託費」には、直轄で行う河川改修事業費等に必要な用地を確保するための用地及び補償事務の委託を目的として地方公共団体に対して支出した金額を計上している。
- ・「一般会計への繰入」には、退職者に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れ及び納付に関する法律第1条の規定に基づき、一般会計へ繰り入れることとなっている額を計上している。
- ・「庁費等」には、物件費及び施設費のうち資産計上されない支出額を計上している。
- ・「その他の経費」には、独立掲記した勘定科目以外に当会計年度に発生した費用の合計額を計上している。
- ・「減価償却費」には、有形固定資産、無形固定資産に係る減価償却費を計上している。
- ・「貸倒引当金繰入額」には、会計年度末の債権に係る回収不能見込額の増加額を計上している。
- ・「資産処分損益」には、固定資産の処分等により発生した損益を計上している。

iii 資産・負債差額増減計算書における表示科目

- ・「前年度末資産・負債差額」には、前年度の貸借対照表の資産・負債差額を計上している。
- ・「本年度業務費用合計」には、当会計年度に発生した業務費用合計額を計上している。
- ・「地方公共団体工事費負担金収入」には、国が施行する治水事業に必要な経費のうち、河川法等に基づき、地方公共団体が負担する負担金の受入額を計上している。
- ・「電気事業者等工事費負担金収入」には、国が管理するダムの維持管理及び国が施行する導水路等の建設に必要な経費のうち、電気事業者等が負担する負担金の受入額を計上している。
- ・「受託工事納付金収入」には、地方公共団体等から河川工事等を受託することによる納付金の受入額を計上している。
- ・「附帯工事費負担金収入」には、国が施行する河川工事に伴い必要となる附帯工事について、国以外の者が負担する負担金の受入額を計上している。
- ・「その他の財源」には、利息または配当による収入額、公務員宿舎料、返納金等の雑収入等を計上している。
- ・「一般会計からの受入」には、直轄治水事業等に要する経費の財源に充てるための治水特別会計法第7条第1項の規定による一般会計からの受入額を計上している。
- ・「無償所管換等」には、施設完成後に一般会計に移管される公共用財産の他、資産の交換により生じた差額、帳簿の誤謬訂正により生じた資産の増減、実測により生じた従来の国有財産台帳等の価額との差額、計上漏れの把握により生じた差額等を計上している。
- ・「本年度末資産・負債差額」には、本年度の貸借対照表の資産・負債差額を計上している。

iv 区別別収支計算書における表示科目

- ・「地方公共団体工事費負担金収入」には、国が施行する治水事業に必要な経費のうち、河川法等に基づき、地方公共団体が負担する負担金の受入額を計上している。
- ・「電気事業者等工事費負担金収入」には、国が管理するダムの維持管理及び国が施行する導水路等の建設に必要な経費のうち、電気事業者等が負担する負担金の受入額を計上している。
- ・「受託工事納付金収入」には、地方公共団体等から河川工事等を受託することによる納付金の受入額を計上している。
- ・「附帯工事費負担金収入」には、国が施行する河川工事に伴い必要となる附帯工事について、国以外の者が負担する負担金の受入額を計上している。

- ・「資産売払収入」には、国有財産売払収入の額を計上している。
- ・「貸付金の回収による収入」には、河川事業資金収益回収特別貸付金等の償還額を計上している。
- ・「その他の収入」には、独立掲記した勘定科目以外の当会計年度における歳入額を計上している。
- ・「一般会計からの受入」には、直轄治水事業等に要する経費の財源に充てるための治水特別会計法第7条第1項の規定による一般会計からの受入額を計上している。
- ・「産業投資特別会計からの受入」には、直轄治水事業等に要する資金の貸付の財源に充てるための日本電信電話株式会社の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第7条第6項の規定による産業投資特別会計からの受入額を計上している。
- ・「前年度剰余金受入」には、治水特別会計法第18条第1項の規定による前年度の決算上の剰余金額を計上している。
- ・「人件費」には、職員の給与手当、国家公務員共済組合負担金等に係る支出額を計上している。
- ・「補助金等」には、地方公共団体が施行する河川改修事業等の事業費の一部補助を目的として地方公共団体に対して支出した金額等を計上している。
- ・「独立行政法人運営費交付金」には、独立行政土木研究所の行う業務のうち独立行政法人土木研究所法に規定する業務の財源に充てるための同研究所に対する運営費交付金を計上している。
- ・「委託費」には、直轄で行う河川改修事業費等に必要な用地を確保するための用地及び補償事務の委託を目的として地方公共団体に対して支出した金額を計上している。
- ・「一般会計への繰入」には、退職者に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れ及び納付に関する法律第1条の規定に基づき、一般会計へ繰り入れることとなっている額を計上している。
- ・「産業投資特別会計への繰入」には、治水特別会計法附則第32項等の規定に基づく産業投資特別会計への繰入額を計上している。
- ・「貸付けによる支出」には、地方公共団体に対する河川改修資金貸付金、砂防事業資金貸付金等に係る支出額を計上している。
- ・「庁費等の支出」には、物件費及び施設費のうち資産計上されない支出額を計上している。
- ・「その他の支出」には、独立掲記した勘定科目以外の当会計年度における支出額を計上している。
- ・「治水施設整備支出」には、国が施行する河川改修事業等の事業費等を計上している。
- ・「多目的ダム建設支出」には、多目的ダム建設事業等の事業費等を計上している。
- ・「土地に係る支出」には、土地の購入額を計上している。
- ・「建物等に係る支出」には、建物等の購入額を計上している。
- ・「その他歳計外現金・預金本年度末残高」には、会計年度末における契約保証金に係る受入残高を計上している。

③ その他特別会計の財務内容を理解するために特に必要と考えられる情報

○単位未満の計数の切り捨て及び100万円未満の計数の表示等

金額の単位は100万円単位とし、単位未満は切捨て処理を行っているため、合計は一致しないことがある。

100万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「-」で表示している。

④ 重要な過年度の会計処理の誤謬の訂正

前年度において、貸借対照表に「その他の債権等」として表示していた地方公共団体等への公共事業費受益者負担金債権等については、本年度より「未収金」として処理することとした。

この変更により、前年度の貸借対照表の「その他の債権等」が5,915百万円減少し、「未収金」が同額増加している。

附属明細書

治水特別会計 合算 貸借対照表
本会計年度(平成17年3月31日)

(単位:百万円)

	治水勘定	特定多目的ダム 建設工事勘定	相殺消去	合算合計
<資産の部>				
現金・預金	237,023	38,133	-	275,156
未収金	3,371	1,714	-	5,085
前払費用	33	-	-	33
貸付金	7,531	-	-	7,531
貸倒引当金	△ 5	-	-	△ 5
有形固定資産	209,109	96,243	-	305,353
国有財産(公共用財産を除く)	146,310	65,955	-	212,265
土地	67,795	31,090	-	98,886
立木竹	115	53	-	168
建物	46,904	21,644	-	68,549
工作物	26,689	12,272	-	38,962
船舶	1,696	782	-	2,479
建設仮勘定	3,108	112	-	3,220
物品	62,799	30,287	-	93,087
無形固定資産	3,333	329	-	3,663
出資金	1,124	-	-	1,124
資産合計	461,521	136,420	-	597,941
<負債の部>				
未払金	32,221	-	-	32,221
保管金等	219	7	-	226
前受金	2,095	731	-	2,827
賞与引当金	4,314	-	-	4,314
退職給付引当金	113,993	-	-	113,993
他会計繰戻未済金	125,619	21,131	-	146,750
負債合計	278,463	21,870	-	300,334
<資産・負債差額の部>				
資産・負債差額	183,057	114,550	-	297,607
資産・負債差額合計	183,057	114,550	-	297,607
負債及び資産・負債差額合計	461,521	136,420	-	597,941

治水特別会計 合算 業務費用計算書

本会計年度(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)

(単位:百万円)

	治水勘定	特定多目的ダム 建設工事勘定	相殺消去	合算合計
人件費	57,404	-	-	57,404
賞与引当金繰入額	4,314	-	-	4,314
退職給付引当金繰入額	6,426	-	-	6,426
補助金等	455,179	-	-	455,179
独立行政法人運営費交付金	1,339	-	-	1,339
委託費	-	-	-	-
一般会計への繰入	142	-	-	142
治水勘定への繰入	-	13,687	△ 13,687	-
庁費等	6,586	469	-	7,056
その他の経費	7,455	7,251	-	14,706
減価償却費	33,001	14,117	-	47,119
貸倒引当金繰入額	14	-	-	14
資産処分損益	28,065	12,090	-	40,156
本年度業務費用合計	599,930	47,617	△ 13,687	633,860

治水特別会計 合算 資産・負債差額増減計算書

本会計年度(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)

(単位:百万円)

	治水勘定	特定多目的ダム建設工事勘定	相殺消去	合算合計
前年度末資産・負債差額	18,124	108,329	-	126,454
本年度業務費用合計	△ 599,930	△ 47,617	13,687	△ 633,860
財源	1,364,820	216,741	△ 13,687	1,567,873
自己収入	281,168	68,042	-	349,210
地方公共団体工事費負担金収入	237,011	31,469	-	268,481
電気事業者等工事費負担金収入	15,487	27,828	-	43,315
受託工事納付金収入	13,574	8,385	-	21,960
附帯工事費負担金収入	5,075	-	-	5,075
その他の財源	10,019	358	-	10,377
他会計(勘定)からの受入	1,083,651	148,698	△ 13,687	1,218,662
一般会計からの受入	1,069,963	148,698	-	1,218,662
特定多目的ダム建設工事勘定からの受入	13,687	-	△ 13,687	-
無償所管換等	△ 599,956	△ 162,902	-	△ 762,859
資産評価差額	-	-	-	-
その他資産負債差額の増減	-	-	-	-
本年度末資産・負債差額	183,057	114,550	-	297,607

治水特別会計 合算 区別収支計算書

本会計年度(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)

(単位:百万円)

	治水勘定	特定多目的ダム建設工事勘定	相殺消去	合算合計
地方公共団体工事費負担金収入	237,011	31,469	-	268,481
電気事業者等工事費負担金収入	15,647	27,830	-	43,477
受託工事納付金収入	13,503	8,805	-	22,309
附帯工事費負担金収入	5,140	-	-	5,140
資産売払収入	89	55	-	144
貸付金の回収による収入	59,997	-	-	59,997
その他の収入	14,947	357	-	15,305
一般会計からの受入	1,069,963	148,698	-	1,218,662
特定多目的ダム建設工事勘定からの受入	13,687	-	△ 13,687	-
前年度剰余金受入	137,878	30,898	-	168,776
財源合計	1,567,868	248,115	△ 13,687	1,802,297
人件費	△ 72,023	-	-	△ 72,023
補助金等	△ 460,555	-	-	△ 460,555
独立行政法人運営費交付金	△ 1,339	-	-	△ 1,339
一般会計への繰入	△ 142	-	-	△ 142
治水勘定への繰入	-	△ 13,687	13,687	-
産業投資特別会計への繰入	△ 152,839	△ 11,787	-	△ 164,626
厅費等の支出	△ 6,916	△ 570	-	△ 7,486
その他の支出	△ 7,455	△ 7,251	-	△ 14,706
業務支出(施設整備支出を除く)合計	△ 701,272	△ 33,296	13,687	△ 720,881
治水施設整備支出	△ 626,629	-	-	△ 626,629
多目的ダム建設支出	-	△ 174,763	-	△ 174,763
土地に係る支出	△ 663	△ 286	-	△ 949
建物等に係る支出	△ 2,500	△ 1,643	-	△ 4,143
施設整備支出合計	△ 629,793	△ 176,692	-	△ 806,485
業務支出合計	△ 1,331,065	△ 209,989	13,687	△ 1,527,367
業務収支	236,803	38,126	-	274,929
財務収支	-	-	-	-
本年度収支	236,803	38,126	-	274,929
翌年度歳入繰入	236,803	38,126	-	274,929
収支に関する換算差額	-	-	-	-
資金本年度末残高	-	-	-	-
その他歳計外現金・預金年度末残高	219	7	-	226
本年度末現金・預金残高	237,023	38,133	-	275,156

参考情報

① 機会費用に関する情報

産業投資特別会計から直轄で施行する改革推進公共投資各事業の無利子の財源として受け入れた受入金に係る機会費用は以下のとおりである。

なお、算定利回りは、当該年度末における 10 年利付国債利回りとなっている。

146,750 百万円（「他会計繰戻未済金」の年度末残高）×1.320% = 1,937 百万円

② 公共用財産に関する情報

堤防等の施設は、取得原価（新設改良費等）に定額法（耐用年数 49 年）により減価償却後の評価額を算出した。

用地は、施設の耐用年数分の用地費等を累計し算出した。

(単位:百万円)

区分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度減価償却額	本年度末残高
施設	47,776,490	1,697,885	952	1,263,332	48,210,091
用地	16,073,142	362,993	5,131	-	16,431,004
公共用財産	63,849,632	2,060,878	6,083	1,263,332	64,641,095